

山陰海岸国立公園

公園計画書

平成26年3月31日

環境省

## 目次

1	基本方針	2
2	規制計画	4
	(1) 保護規制計画及び関連事項	
	ア 特別地域	4
	(ア) 特別保護地区	6
	(イ) 第1種特別地域	14
	(ウ) 第2種特別地域	18
	(エ) 第3種特別地域	22
	イ 海城公園地区	25
	ウ 関連事項	29
	(ア) 採取等規制植物	29
	(イ) 乗入れ規制区域及び期間	31
	(ウ) 捕獲等規制動植物及び区域	32
	(エ) 普通地域	36
	エ 面積内訳	38
3	事業計画	40
	(1) 施設計画	40
	ア 保護施設計画	40
	イ 利用施設計画	41
	(ア) 集団施設地区	41
	(イ) 単独施設	49
	(ウ) 道路	53
	a 車道	53
	b 歩道	55
	(エ) 運輸施設	57
4	参考事項	58
	過去の経緯	58

## 1 基本方針

山陰海岸国立公園は、奥丹後半島基部の網野海岸から鳥取砂丘まで東西約75kmにおよぶ海岸線及び海域を中心とする公園であり、陸と海とが一体となった変化に富む海岸景観が特色となっている。

海岸は主として岩石海岸であり、日本海の荒波と季節風による浸食・風化により、海食崖、海食洞、岩礁等が著しく発達し、海岸線は複雑に入り組んだリアス海岸（沈水海岸）となっている。またその岩石は種類が豊富で多様な地質構造を持つため、特異な地形を随所で形成する。岩石海岸と対照的な景観となっている砂浜海岸は、海食で生じた砂や河口から運ばれた砂により形成され、代表的な鳥取砂丘及び丹後砂丘では砂の移動に起因する特異な景観を作り出している。海岸部周辺には漁村集落、温泉地や砂丘農地など日本海沿岸独特の景観が見られる。動植物相では、海岸景観を特徴づける海浜植生や、洞窟や断崖を中心に生活する鳥類、砂丘に生息する昆虫類等に特徴があり、海域では広い範囲で藻場が分布している。

本公園は、近畿圏の京都・大阪・神戸から自動車・列車で約3～4時間という交通の便利な場所にあり、年間利用者数は571万人（平成23年自然公園等資料者数調・環境省自然環境局）である。

本地域の利用については、良好な海岸環境を活かした海水浴、スノーケリング、ダイビング、釣り、遊覧船などの他、キャンプ、自然風景探勝、温泉利用などの利用形態が中心となっている。また、近年ではカヌーに注目が集まりつつある。利用は夏季に集中する傾向にあるが、冬季も豊富な魚介類を求めて、城崎温泉や鳥取砂丘等、観光に訪れる人は多い。

以上の自然的・社会的状況を踏まえながら、風致景観の保全を図るとともに、適正な利用を推進するため、以下の方針により公園計画を定める。

### (1) 規制計画

#### ア 保護規制計画

##### (ア) 特別保護地区

本公園は、海岸景観を主体とする公園であるため、これらのうち、特に優れた地域については特別保護地区に指定し、厳正な景観の保全を図るものとする。

##### (イ) 第1種特別地域

特別保護地区に接する猫崎、切浜、柴山、沖浦、御崎地域及びその他の海岸部のうち、五色浜、小天橋、御待岬、岡見公園、浦富海岸、駟馳山海岸地域については優れた風致の維持を図るため、第1種特別地域とする。

##### (ウ) 第2種特別地域

網野海岸、丹後砂丘、久美浜湾、円山川、竹野海岸、香住海岸、浜坂海岸、浦富海岸、鳥取砂丘の沿岸部等については、良好な風致の維持を図るため、第2種特別地域とする。

##### (エ) 第3種特別地域

特別保護地区、第1種特別地域及び第2種特別地域以外の地域で、本地域の風致を全体的に維持するために必要な地域及び農林漁業等との調整を配慮しつつ公園利用の促進

を図ることが必要な地域は第3種特別地域とする。

(ウ) 海域公園地区

透明度が高く、多様な海藻群落等が発達する海域及び陸域と海域の一体的な海岸景観の保全を図ることが必要な海域を海域公園地区とする。

(2) 施設計画

ア 利用施設計画

(ア) 集団施設地区

重要な利用拠点であり、休憩所、宿舎、ビジターセンター、駐車場等の利用施設が最小限必要とされていることから、集団施設地区として維持し、適切な整備方針等を定める。

施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザインを積極的に導入し、周囲の風致景観との調和に配慮するとともに、地域の伝統的技術や素材、再生可能エネルギー等を活用する。

(イ) 単独施設

利用実態から見て必要である施設又は現存し、公園利用に用いられている施設について、事業実施の可能性や整備による風致景観への支障のないことを確認の上でふさわしい種別の計画を位置づける。

(ウ) 道路（車道）

園地や集団施設地区への到達路、興味地点をつなぐ車道として現存し、利用されている車道を位置づける。

(エ) 道路（歩道）

整備による風致景観への支障のないことを確認の上、登山道や散策路として現存し、利用されている歩道を中心として、風景（自然・人文風景）、歴史、文化などの奥深さを知り、体験することのできる長距離自然歩道や歩道を計画する。

(オ) 運輸施設

海域からの景観を鑑賞するための遊覧船として現存し、利用されている、あるいはその見込みのある運輸施設を位置づける。

2 規制計画

(1) 保護規制計画

ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表 1 : 特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
京都府	京丹後市 網野町浅茂川、網野町磯、網野町木津、網野町塩江、網野町浜詰、久美浜町大向、久美浜町葛野、久美浜町鹿野、久美浜町蒲井、久美浜町神崎、久美浜町向磯、久美浜町甲山及び久美浜町湊宮の各一部	1,187
	京都府の海域の公園区域内の島しょ及び岩礁の全部（但し、港湾区域及び漁港区域を除く）	
	小 計	1,187
兵庫県	豊岡市 城崎町今津、城崎町桃島、城崎町湯島、竹野町宇日及び竹野町田久日の全部並びに大字赤石、大字小島、大字気比、大字瀬戸、大字田結、大字津居山、城崎町上山、城崎町来日、城崎町楽々浦、城崎町戸島、城崎町飯谷、城崎町結、竹野町阿金谷、竹野町芦谷、竹野町切浜、竹野町竹野、竹野町羽入、竹野町浜須井及び竹野町松本の各一部	2,949
	美方郡香美町 香住区相谷、香住区上計、香住区余部、香住区浦上、香住区沖浦、香住区訓谷、香住区境、香住区下浜、香住区無南垣、香住区安木及び香住区鎧の各一部	1,796
	美方郡新温泉町 大字三尾の全部並びに大字赤崎、大字芦屋、大字居組、大字釜屋、大字清富、大字指杭、大字田井、大字浜坂及び大字諸寄の各一部	1,151
	兵庫県の海域の公園区域内の島しょ及び岩礁の全部（但し、港湾区域及び漁港区域を除く）	
	小 計	5,896

都道府県名	区 域	面積 (ha)
鳥取県	鳥取市内 国有林鳥取森林管理署 1 林班 鳥取市 大字浜坂、福部町海士、福部町岩戸、福部町細川及び福部町湯山の各一部	1,005
	岩美郡岩美町 大字田後の全部並びに大字網代、大字岩本、大字浦富、大字大谷、大字大羽尾、大字陸上、大字小羽尾及び大字牧谷の各一部	474
	鳥取県の海域の公園区域内の島しょ及び岩礁の全部	
	小 計	1,479
合 計		8,562

(ア) 特別保護地区

特別地域のうち、次の区域を特別保護地区とする。

(表2：特別保護地区総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
兵庫県	豊岡市 竹野町切浜、竹野町田久日及び竹野町竹野の各一部	34
	美方郡香美町 香住区相谷、香住区余部、香住区浦上、香住区沖浦、香住区境、香住区下浜、香住区無南垣、香住区安木及び香住区鎧の各一部	247
	美方郡新温泉町 大字三尾の全部並びに大字赤崎、大字芦屋、大字居組、大字清富、大字指杭、大字田井及び大字諸寄の各一部	150
	兵庫県の海域の公園区域内の島しょ及び岩礁の全部（但し、港湾区域及び漁港区域を除く）	
	小 計	431
鳥取県	鳥取市 大字浜坂及び福部町湯山の各一部	131
	岩美郡岩美町 大字網代、大羽尾、大字田後及び大字牧谷の各一部	38
	鳥取県の海域の公園区域内の島しょ及び岩礁の全部	
	小 計	169
合 計		600

(表 3 : 特別保護地区内訳表)

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
平井鼻	兵庫県豊岡市 竹野町田久日の一部	田久日集落東方に突出する小岬で、曲線をえがく流理模様を有する宇日流紋岩の柱状節理が露出している。 これは、猫崎とならんで、この岩体の海食された代表的景観である。 厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。	7
猫崎	兵庫県豊岡市 竹野町竹野の一部	竹野川河口に形成された陸けい島である。平均幅 250m、長さ 1,200mの北へ伸びたこの半島の先端『猫崎』は、兵庫県の最北端にあたり、中央部には標高 141.1mの賀島山がそびえ、東西山腹は急傾斜で海に落ち込んでいる。 この半島南半分の台地は、北に傾斜した凝灰岩の層からなり、その上に北半分の賀島山を形成している宇日流紋岩が乗っていて、柱状節理が見事に発達し、北西岸の大仏、小仏付近は、特に見事な断崖を見せている。また、山上にはモチノキ、ヤブツバキを主体とする本公園でも数少ない自然林を見ることができ る。 厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。	18
黒崎鼻	兵庫県豊岡市 竹野町切浜の一部	切浜集落北方に突出する岬で、花崗岩を角礫凝灰岩が不整合に覆っており、その複雑な地質が海食を受けて、峡谷状の凹凸のある変化に富んだ地形となっている。また、この岬の西端には海食によって岩石中の亀裂ができた、典型的な亀裂洞門である淀洞門が見られる。 厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。	9

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
貝殻浜	兵庫県美方郡香美町 香住区相谷及び香住区安木の各一部	<p>相谷から貝殻浜間の海岸で、安山岩質角礫凝灰岩よりなり、小出入に富み、また、大小の岩礁が散在し、東の猫崎、西の柴山を背景として優れた景観を呈している。</p> <p>西端の貝殻浜は、山陰海岸には珍しく、海浜に貝殻が集まっているのが見られ、また付近には鍋滝洞門がある。</p> <p>厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。</p>	58
柴山	兵庫県美方郡香美町 香住区無南垣の一部	<p>柴山は、標高 223.2m、豊岡累層の河江火山岩層からなる孤峰で、猫崎と共に航行の目標となっている。そしてその北壁は斜長石流紋岩からなる高さ 120 mの垂直に近い断崖となって日本海にのぞみ、黄褐色の岩肌をつらね『柴山赤壁』と呼ばれている。</p> <p>また、この北壁の西北端には角礫凝灰岩中の小断層に沿って海食のすすんだ朝日洞門が見られる。この洞門は、その底が海面より上にあり、この地域が洞門ができた後に上昇したことが伺われる。</p> <p>厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。</p>	6
臼が浦	兵庫県美方郡香美町 香住区浦上及び香住区無南垣の各一部	<p>本地区は、柴山湾と佐津湾の間に突出している半島先端部と狭い水道をへだてて位置する臼が浦島で、河江火山岩層の凝灰岩類でできており、その地層は東方向に向かって約 10 度傾斜して、下層の香住層に乗りかかっているのが露見される。</p> <p>臼が浦島は矢じり状の小島で断崖に囲まれているが、南の浅い水道に面して小規模な砂浜があり、夏の間は家族連れが海水浴や海中観察の場として利用している。また、佐津湾側の海岸には獅子島等の奇岩も見られる。</p> <p>厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。</p>	32

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
今子浦	兵庫県美方郡香美町 香住区沖浦及び香住区境の各一部	<p>柴山湾西側の半島先端から今子浦へ至る海岸及び沖合に浮かぶ島々で、その地質は豊岡累層の瀬戸火山岩層の角礫凝灰岩からなる。この地域では断層や亀裂にそって海食のすすんだ大小の洞門、洞窟や白石島、黒島、但馬赤壁及び今子千畳敷等が集まっており、名勝指定地ともなっている。</p> <p>白石島は、淡白青色の凝灰岩からなり、島内はシイモチノキの常緑広葉樹が密生する自然林で覆われている。黒島は、黒い安山岩質の角礫凝灰岩からなり、すぐそばの白石島とは対照的である。この島の東側には五色洞門がある。この洞門は、洞窟の奥が落ち込んで洞門となったもので、天井にはおびただしい数のイワツバメが営巣している。</p> <p>但馬赤壁は、黒島の対岸今子浦から北に続く安山岩質の角礫凝灰岩の大海食崖で北端の大引鼻は香住湾を一望する優れた展望地点である。また、赤壁の基部には、凝灰岩からなる隆起海食台が見られ、その広さから千畳敷と呼ばれている。</p> <p>厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。</p>	34

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
鎧ノ袖	兵庫県美方郡香美町 香住区下浜及び香住区鎧の各一部	<p>香住湾西部から鎧ノ袖までの海岸には小島、岩礁が群がり、但馬松島と呼ばれている。これらのうち、香住湾に近い弁天島、松島などは粗粒玄武岩からなる柱状節理が発達し、岩柱は高さ 10m以上に達し、直径 1m以上に及ぶものも珍しくない。また鎧ノ袖近くでは、兄弟赤島など小区域に赤味を呈した河江火山岩層の岩石が見られ付近の瀬戸火山岩層あるいは香住層との色彩のコントラストを呈している。</p> <p>鎧ノ袖はオッパセ浜西方突端にある大断崖で、高さ 70m、幅 200mに達し、粗面岩質流紋岩の柱状節理を加え、あたかも鎧の“オドシ”の観を呈している。</p> <p>鎧ノ袖先の海面には鎧ノ袖の岩床が海食によって分離されて出来た鷹ノ巣島、蜂ノ巣島等の岩礁が散在し、これらの岩はインディアンの横顔や蜂ノ巣のように見える、楽しい海食景観を見ることができる。</p> <p>鎧ノ袖の西側にはこの岩床の柱状、板状節理の一部が海食を受けて出来たくじゃく洞門がある。その西に続く断崖は、凝灰岩層からなり、岸壁の下部にはこれに貫入した粗粒玄武岩の岩床を見ることができる。</p> <p>また、本地区西端の松ヶ崎は白色の凝灰岩と凝灰質砂岩が見事な成層を示しており『百層崖』と呼ばれている。</p> <p>厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。</p>	48
窓島	兵庫県美方郡香美町 香住区余部及び香住区鎧の各一部	<p>鎧湾から余部湾間の海岸で、地区の中心となる窓島は、角礫凝灰岩中の粗面岩質流紋岩が海食に耐えて残ったもので、中央に 2 個の洞門があり、メガネ島とも呼ばれる。西端余部湾との境にあるサワリ鼻は基盤となる凝灰岩床の上に柱状節理をもった粗粒玄武岩の岩床が見られ、その境界が見事な線を見せている。</p> <p>厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。</p>	12

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
御火浦	兵庫県美方郡香美町 香住区余部の一部 兵庫県美方郡新温泉町 大字三尾の一部	<p>本地区を含む余部の西、伊笹岬から岸田川河口にかけての海岸一帯は、『但馬御火浦』として名勝・天然記念物に指定されている。</p> <p>本地区の特色は、基岩である瀬戸火山層の角礫凝灰岩を貫く多くの岩脈があり、その岩脈の壁面にそって海食がすすんで出来た数多くの洞門、洞窟が見られることである。規模の大きさから世界的といわれる釣鐘洞門をはじめ十字洞門、地獄極楽洞門等有名な洞門が連なり壮観である。</p> <p>西端の鋸岬は延長 500m、海へ突き出した角礫状の流紋岩及び角礫凝灰岩からなる岩脈で、その稜部は鋸歯状をなしている。また、岬の中ほどには東西に穴をうがった旭洞門が見られる。</p> <p>厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。</p>	59
三尾大島	兵庫県美方郡新温泉町 大字三尾の一部	<p>本地区は、豊岡累層の礫岩層を貫く粗面岩質流紋岩の岩床及び岩脈が広く発達している。東部には、安山岩質角礫凝灰岩の岩礁群、松島、天子岩等があり、付近の角礫岩中には玄武岩の見事な岩脈が見られ、又下荒洞門がある。</p> <p>大島は、アルカリ粗面岩質流紋岩からなり、発達した柱状節理の大集合で、特に東岸がすぐれており、それを貫く玄武岩の岩脈も見られる。また、対岸の日和山も柱状節理の断崖をめぐらしている。三尾集落の西には、通天洞門があり、この付近では基盤が但馬東部を占める豊岡累層から八鹿累層に変わる。</p> <p>厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。</p>	28

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
田井、赤崎	兵庫県美方郡新温泉町 大字赤崎、大字田井及び大字三尾の各一部	<p>赤崎は、地名に見られるように岩石が八鹿累層の溶岩、集塊岩、火山角礫岩、火山円礫岩及び凝灰岩からなり、色彩は暗褐色で赤鉄鉱を含み赤色を呈する部分がある。西側には、粗面岩質流紋岩の岩脈が見られ、放射状に発達した柱状節理（クジャク岩）が見られる。</p> <p>田井、指杭は名勝天然記念物『但馬御火浦海岸』の西部にあたり、鳥取県の浦富海岸と共に兵庫県地内における花崗岩の海岸で、放状節理が発達した断層風景を主とし、田井の浜には蓬菜島等岩礁景観が見られる。田井、指杭の境界近くには節理にそって海食がすすんで出来た竜宮洞門がある。</p> <p>厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。</p>	54
鬼門崎	兵庫県美方郡新温泉町 大字清富及び大字指杭の各一部	<p>田井の浜から鬼門崎間の海岸で、本地区の東部は花崗岩、西部は矢田川層群の流紋岩に覆われている。</p> <p>矢田川層群については、白亜紀後期の火山岩類に属しているものと考えられ、国立公園区域で矢田川層群が現れるのは、わずかに本地区の鬼門崎付近のみである。ここでは、その東に断層で接している花崗岩地帯と類似した白色の岩石が露出し、岸田川河口付近にある北但馬層群の礫岩の黒っぽい岩層と好対照をなしているのがみられる。また、鬼門崎の先端近くには顕著な断層が見られ、矢田川層群の流紋岩の上に北但馬層群の礫岩が不整合に覆い北に傾斜しているのがわかる。</p> <p>厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。</p>	20

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
矢城が鼻	兵庫県美方郡新温泉町 大字芦屋の一部	<p>浜坂港と諸寄港にはさまれた矢城が鼻一帯で、北面に面した千束断崖は、公園区域中最大の規模で、高さは180m、地質は八鹿累層郡の角礫凝灰岩と集塊溶岩からできており、断崖のふもとは溶岩中の亀裂が海食からできており、断崖のふもとは溶岩中の亀裂が海食されてできた東ノ洞門が見られる。また、矢城が鼻にはこれを貫いた流紋岩の岩脈が見られ、この岩脈はN60°Wの方角に走り、その北側の角礫凝灰岩は大部分が海食によって崩れ落ち、岩脈の壁面が海に面して広くあらわになっている。</p> <p>厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。</p>	22
海金剛	兵庫県美方郡新温泉町 大字諸寄の一部	<p>諸寄湾西方の海金剛の断崖（高さ60～80m）を中心とし、周辺に散在する小島郡を含む。</p> <p>海金剛は、千束断崖と同じく玄武岩質安山岩の集塊岩、凝灰岩、溶岩からなり、これらが互層してあたかも火山の断面を見るようである。また、本地区には、角礫凝灰岩を貫く流紋岩の岩脈及びそれにそって海食がすすみできた小洞門が多い。島には神の島、たけのこ島等特異な姿のものがある。</p> <p>厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。</p>	8
居組	兵庫県美方郡新温泉町 大字居組の一部	<p>居組穴見海岸から居組湾口に至る海岸で、主として八鹿累層の黒い色をした玄武岩質の角礫凝灰岩からなり、洞門岩礁が多い。岩礁では、穴見沖の白島が角礫の少ない火山灰の多い岩で、その色は灰白色を呈し、付近の岩々が黒い色をしているのと好対照である。洞門では、ハナヅル洞門及びツバクロ洞門が有名である。</p> <p>厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。</p>	16

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
竜神洞	鳥取県岩美郡岩美町 大字大羽尾及び大字牧谷の各一部	海食景観を代表する海岸線を呈しており、羽尾岬の先端には流紋岩質凝灰角礫岩に入った南北方向の断層に沿って海食が進行したといわれる海食洞（竜神洞）がある。洞内にはコキクガシラコウモリ（鳥取県・準絶滅危惧種）が生息しており、学術的にも価値の高い地域である。 厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。	18
浦富海岸	鳥取県岩美郡岩美町 大字網代及び大字田後の各一部	方状節理の発達した花崗岩の海食景観を代表するものであり、傑出した海岸線を呈する。 海食崖と海食洞は変化に富み、その海岸線は出入りが多く、小浜湾や大小の島々がめまぐるしい程に展開する。明るい色彩の岩肌とよく澄んだ海水が美しく、クロマツと相まって『山陰松島』と称賛されてきた風景地である。 厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。	20
鳥取砂丘	鳥取県鳥取市 大字浜坂及び福部町湯山の一部	奥行きが深く、起伏に富んでおり、内陸的な砂丘景観を呈する、傑出した海岸砂丘である。 海から石英砂が吹き上げられて堆積したもので、不規則に高低起伏が連なり、風紋、摺鉢等で代表される内陸的砂丘に特徴がある。また、古砂丘に新砂丘が被覆する点や砂丘植物の群落が典型的に見られる点など、学術的に極めて重要である。 厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。	131
島しょ岩礁	兵庫県・鳥取県の海域の公園区域内の島しょ、及び岩礁の全部。但し、兵庫県内の港湾区域、漁港区域を除く。	海食による奇岩、怪岩も多く、岩上にはクロマツが生育する等、添景として優れた海岸景観を造り出している。 厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。	
合 計			600

(イ) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表4：第1種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
京都府	京丹後市 網野町磯、網野町塩江、網野町浜詰及び久美浜町湊宮の各一部	148
	京都府の海域の公園区域内の島しょ及び岩礁の全部(但し、久美浜港湾区域以外の港湾区域、漁港区域を除く)	
	小 計	148
兵庫県	豊岡市 大字瀬戸、竹野町切浜及び竹野町竹野の各一部	36
	美方郡香美町 香住区余部、香住区浦上、香住区沖浦、香住区境及び香住区無南垣の各一部	117
	美方郡新温泉町 大字居組の各一部	27
	小 計	180
鳥取県	鳥取市 福部町岩戸の一部	9
	岩美郡岩美町 大字大谷、大字陸上及び大字牧谷の一部	18
	小 計	27
合 計		355

(表5：第1種特別地域内訳表)

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
五色浜	京都府京丹後市 網野町磯及び網野町塩江の各一部	<p>日本海に面する山地で、標高110～150mの山稜が海にせまり、60mに及ぶ断崖をなしている。断崖は、流紋岩の柱状、板状節理がよく発達した海食崖である。また、これに連なる南側海岸は広大な海食台地をなしている。</p> <p>地被植物の種類は豊富で、ワカサハマギク、ナガハシスミレ等の貴重な植物群落がある。</p> <p>これらの優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	26
小天橋	京都府京丹後市 網野町浜詰及び久美浜町湊宮の各一部	<p>木津川河口から久美浜湾口に至る6.5kmの砂丘地帯で、国有海浜地及び公有地保安林である。</p> <p>海浜砂地には、トウテイラン、ハマベノギク等の学術価値の高い海岸植物群落が見られる。海浜砂地の内陸側には、クロマツ、ニセアカシアの海岸造林が行われている。</p> <p>地区の中央部には、史跡函石浜遺物包含地がある。</p> <p>これらの優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	122
御待岬	兵庫県豊岡市 大字瀬戸の一部	<p>本地区は、その東側に続く日和山海岸(瀬戸火山岩層の凝灰角礫岩からなる)と境界をなし、東側から見ると岬状に突出した地形となっている。</p> <p>御待岬の海岸は、流紋岩及び溶結凝灰岩からなる岸壁がそそり立ち、その地先海域は豊岡海域公園として指定されている。</p> <p>これらの優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	13

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
猫崎	兵庫県豊岡市 竹野町竹野の一部	<p>猫崎半島は、竹野川河口に形成された陸けい島で、本地区は、この半島基部付近で、その地質は豊岡累層の白い凝灰岩層からなり植物化石を産する。</p> <p>また、本地区以西海岸の凝灰岩の平磯にはおう穴群（ポットホール）が見られる。</p> <p>本地区南端の五社神社の林は、クロマツ高木を配し若齢のモチノキ、タブノキ等に被われた自然林で岩石海岸の景観にアクセントを添えている。</p> <p>これらの優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	15
切浜	兵庫県豊岡市 竹野町切浜の一部	<p>切浜集落北方に突出する岬の基部付近で本地区は白亜紀後期の花崗岩体に被われている。但馬海岸の東部地域で海岸線に花崗岩の分布が見られるのは本地区と、香美町香住区安木浜及び香住区無南垣の3カ所に限られており、これらの海岸は中新世の北但層群に被われた海岸とは趣の違った美しい砂浜を持った海岸景観を構成している。</p> <p>また、本地区中央の半島稜線部には小規模ながらも、ナラガシワ林の比較的良好な群落が見られる。</p> <p>これらの優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	8
柴山	兵庫県美方郡香美町 香住区無南垣の一部	<p>柴山は、標高 223.2m、豊岡累層の河江火山岩層からなる孤峰で、猫崎と共に航行の目標となっている。</p> <p>本地区は、海岸の北壁を中心とする特別保護地区の背後景観を構成する山頂部を含む稜線から海岸側の山腹で、その植生はシイモチノキの天然林である。</p> <p>これらの優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	14
沖浦	兵庫県美方郡香美町 香住区沖浦の一部	<p>柴山湾西海岸の先端部と今子浦方面に至る海岸の特別保護地区の背後を構成する山地で、本地区北西端の香住キャニオンは角礫凝灰岩の割れ目にそって海食が進み、両岸がほとんど垂直に近い峡谷状の地形で、洞門、洞窟の成因、変遷を考えるうえで興味深いものとなっている。</p> <p>これらの優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	26

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
岡見公園	兵庫県美方郡香美町 香住区境の一部	<p>通称岡見公園と呼ばれている陸繋島で、その地質は瀬戸火山岩層からできており、鎧ノ袖岩床によって一部を貫かれている。</p> <p>本地区の見どころは、その植生で、中心部の八坂神社周辺と、岡見山西側及び北側とにシイツバキの自然林がある。この林はシイを主とする高木層、ツバキ、カクレミノ、ユズリハ等の亜高木層、アオキ等の低木層並びにオオベニシダ、イノデ等の草本層といった層化が見事であり、高木や亜高木の幼樹や稚樹もみられて、天然更新が順調に行われていることを物語っている。</p> <p>これらの優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	25
御崎	兵庫県美方郡香美町 香住区余部の一部	<p>伊笹岬から鋸岬までの通称但馬御火浦と呼ばれている海岸線の背後景観を構成する山地中腹部で、本地区の見どころは、その東部にある御崎神社の社叢林である。この林は、その上層がウラジロガシ、アカガシ、ミズナラ等を交えており、シイも多い。また、低木層や草本層にはツクシシャクナゲやイワカガミが多く、ハイイヌガヤ、チャボガヤ、ウスノキ、ヒメカンスゲ等寒地性の植物も見られる。低木層にツクシシャクナゲをもつ森林は、山陰の内陸では約600～900mの常緑広葉樹林帯から落葉広葉樹林帯への移行帯で、やせ尾根や急斜面にみられるのが普通であるが、時には地形的な要因により、このように300m余りのところに認められることもある。</p> <p>これらの優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	52
浦富海岸	兵庫県美方郡新温泉町 居組の一部 鳥取県岩美郡岩美町 大字陸上の一部	<p>陸上岬から駟馳山までの総称浦富海岸の北端部に位置し、優れた海岸景観を有している。展望台からは、日本海をはじめ東浜の海岸線や羽尾岬が眺望できる。</p> <p>これらの優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	34

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
駟馳山海 岸	鳥取県鳥取市 福部町岩戸の一部 鳥取県岩美郡岩美町 大字大谷の一部	海食崖、岩石海岸、砂浜海岸と僅かな区間で変化に富んだ優れた自然海岸である。 駟馳山は、鐘状の姿で日本海に望む独立峰で、砂岩、泥岩を基盤とし、その上に角閃石、安山岩溶岩等が層を成すもので、海岸線は変化に富んでいる。 これらの優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。	20
島しょ岩礁	京都府の海域の公園区域内の島しょ及び岩礁の全部（但し、久美浜港湾区域以外の港湾区域、漁港区域を除く）	海食による奇岩、怪岩も多く、岩上にはクロマツが生育する等添景として優れた海岸景観を造り出している。 これらの優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。	
合 計			355

## (ウ) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表6：第2種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
京都府	京丹後市 網野町浅茂川、網野町磯、網野町木津、網野町塩江、網野町浜詰、久美浜町大向、久美浜町葛野、久美浜町鹿野、久美浜町蒲井、久美浜町神崎、久美浜町向磯、久美浜町甲山及び久美浜町湊宮の各一部	1,016
	小 計	1,016
兵庫県	豊岡市 大字赤石、大字小島、大字気比、大字瀬戸、大字田結、大字津居山、城崎町今津、城崎町上山、城崎町来日、城崎町戸島、城崎町結、城崎町桃島、城崎町湯島、竹野町宇日、竹野町切浜、竹野町田久日、竹野町竹野及び竹野町浜須井の各一部	775
	美方郡香美町 香住区相谷、香住区余部、香住区浦上、香住区沖浦、香住区訓谷、香住区境、香住区下浜、香住区無南垣、香住区安木及び香住区鎧の各一部	1,092
	美方郡新温泉町 大字赤崎、大字芦屋、大字居組、大字釜屋、大字清富、大字浜坂、大字三尾及び大字諸寄の各一部	466
	小 計	2,333
鳥取県	鳥取市内 国有林鳥取森林管理署1林班	810
	鳥取市 大字浜坂、福部町海士、福部町岩戸、福部町細川及び福部町湯山の各一部	
	岩美郡岩美町 大字網代、大字岩本、大字浦富、大字大谷、大字大羽尾、大字陸上、大字小羽尾、大字田後及び大字牧谷の各一部	418
	小 計	1,228
合 計		4,577

(表 7 : 第 2 種特別地域内訳表)

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
日吉山	京都府京丹後市 網野町浅茂川の一部	福田川河口に近い左岸の高地で、日吉神社、愛宕神社の社叢林と、これに連なるアカマツ林であり、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	11
平磯	京都府京丹後市 網野町浅茂川及び網野町磯の各一部	石英安山岩の溶岩から成る海岸で、海食崖、岩礁が発達し、小岬、小湾入の多い海岸景観地であり、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	54
五色浜	京都府京丹後市 網野町磯及び網野町塩江の各一部	五色浜第 1 種特別地域をとりまく、府道浜詰網野線までの区域と、五色から塩江にかけての区域であり、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	75
浜詰・夕日海岸	京都府京丹後市 網野町塩江及び網野町浜詰の各一部	地盤の隆起と波の浸食によってできた海食台地が広く発達している夕日海岸とこれに連なる約 1,000m に及ぶ海浜砂地で、夕日海岸は自然探勝に、浜詰は海水浴場として利用されており、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	49
小天橋	京都府京丹後市 網野町木津、網野町浜詰、久美浜町大向、久美浜町鹿野及び久美浜町湊宮の各一部	久美浜湾の北部にある砂嘴と、海岸段丘に堆積した砂丘地帯で、第 1 種特別地域に接する地域は民有地保安林であり、道路沿いは開墾された砂丘農地として利用されており、これら農林業との調整につとめながら良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	174
日間の松原	京都府京丹後市 久美浜町葛野及び久美浜町湊宮の各一部	久美浜湾の北岸、主要地方道久美浜湊宮浦明線の両側に連なるクロマツ並木で日間の松原といわれ小天橋を印象づける重要な景観であり、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	4
蒲井	京都府京丹後市 久美浜町蒲井の一部	兵庫県に接する日本海に面する一帯で、リアス海岸が発達し、変化に富んだ景観を呈しており、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	157
大向	京都府京丹後市 久美浜町大向及び久美浜町蒲井の各一部	日本海に面する久美浜湾口の西側地域で、日本海側はリアス海岸が発達し変化に富んだ景観がみられ、久美浜湾側は湖のような内海景観をなしており、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	125

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
南山	京都府京丹後市 久美浜町湊宮及び久美浜町向磯の各一部	久美浜湾西岸の突出地域で、一部はゴルフ場となっているが、植生は、アカマツを主体とした天然林であり、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	255
兜山	京都府京丹後市 久美浜町甲山、久美浜町神崎及び久美浜町向磯の各一部	久美浜湾の東岸地域で、地域の中央部には兜山がそびえている。兜山は標高191mのトロイデ型の秀麗な山容をなし、久美浜湾のランドマークをなしている。山頂からの久美浜湾からの展望はすばらしい。 これらの良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	112
円山川沿岸	兵庫県豊岡市 大字赤石、大字小島、大字気比、大字瀬戸、大字田結、大字津居山、城崎町今津、城崎町上山、城崎町来日、城崎町戸島、城崎町結、城崎町桃島及び城崎町湯島の各一部	本地区は、玄武洞以北の円山川下流地域並びに河口東西に続く沿岸地域でところどころにアシが茂り、満々と水をたたえた円山川のゆるやかな流れが水郷的な風景をかもしだしている。 玄武洞は、玄武岩の六角形の板石を柱状に積みあげたような自然岩帯の美しい節理の見られる所で、天然記念物に指定されている。 また、植生で貴重なものとしては、円山川河口を渡る港大橋右岸の小山に位置する絹巻神社の社叢林と城崎温泉街を望む温泉寺寺叢林があげられる。これらは、共にスダジイを優占種とする自然林で、日本海型シイ林の組成的特徴をよく示しており、特に絹巻神社のスダジイーヤブツバキ林は国立公園内で最も良好な自然林である。 これらの良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	599
竹野海岸	兵庫県豊岡市 竹野町宇日、竹野町切浜、竹野町田久日、竹野町竹野及び竹野町浜須井の各一部	竹野海岸の岬を除く一帯で、本地区は海岸線を走る公園道路（車道）より海側の景観保全を目的に指定したもので、その地質は東部では鮮新世の宇日流紋岩層、西部はそれより古い中世紀の辻礫岩層に覆われている。 本地区のほぼ中心に位置する竹野浜は、延長約800mの砂浜で岩石海岸主体の但馬海岸の中でもっとも規模が大きく遠浅であるため、著名な海水浴場となっている。 これらの良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	176

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
香住海岸	兵庫県美方郡香美町 香住区相谷、香住区余部、香住区浦上、香住区沖浦、香住区訓谷、香住区境、香住区下浜、香住区無南垣、香住区安木及び香住区鑑の各一部	本地区は、但馬海岸の中でも岬の突出、湾入のもっとも顕著な場所で、リアス海岸の特徴を遺憾なく発揮している。 本地区は、香住海岸の湾入部の海岸一帯並びに突出部の背後景観を構成する山地で、その地質は北但層群によって覆われている。 なお、柴山湾と佐津湾の境をなす突出部の山頂、丹生ヶ峰はリアス海岸の展望地としてすぐれた場所である。 これらの良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	1,092
浜坂海岸	兵庫県美方郡新温泉町 大字赤崎、大字芦屋、大字居組、大字釜屋、大字清富、大字浜坂、大字三尾及び大字諸寄の各一部	本地区は、浜坂海岸のうち通称但馬御火浦と呼ばれている海岸線背後の景観を構成する山地並びに浜坂湾西側の岬部を除く海岸一帯で、地質は釜屋の一部で花崗岩が海岸に現れるほか、ほとんど北但層群の凝灰角礫岩に覆われている。 これらの良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	466
浦富海岸	鳥取県岩美郡岩美町 大字網代、大字岩本、大字浦富、大字大谷、大字大羽尾、大字陸上、大字小羽尾、大字田後及び大字牧谷の各一部	陸上（東浜）、羽尾岬、牧谷から浦富海岸の背後を含む地区である。陸上の砂浜は、美しい数少ない自然海岸である。牧谷の海岸は、海水浴場として古くから利用されている。 これらの良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	418
鳥取砂丘	鳥取県鳥取市内 国有林鳥取森林管理署1林班 鳥取県鳥取市 大字浜坂、福部町海士、福部町岩戸、福部町細川及び福部町湯山の各一部	鳥取砂丘特別保護地区の背後地である。 集団施設地区として施設が集中的に整備されている。鳥取砂丘の南側には多鯨ヶ池がある。 一帯は、砂丘地帯であり、砂丘地形が見られるが、内陸側にはラッキョウ畑、ナシ畑も見られる。 これらの良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	810
合 計			4,577

(エ) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表8：第3種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
京都府	京丹後市 網野町浜詰及び久美浜町湊宮の各一部	23
	小 計	23
兵庫県	豊岡市 大字小島、大字瀬戸、大字田結、城崎町今津、城崎町来日、 城崎町楽々浦、城崎町戸島、城崎町飯谷、城崎町桃島、城崎 町結、城崎町湯島、竹野町阿金谷、竹野町芦谷、竹野町宇日、 竹野町田久日、竹野町竹野、竹野町羽入及び竹野町松本の各 一部	2,104
	美方郡香美町 香住区上計、香住区余部、香住区浦上、香住区沖浦、香住区 境、香住区下浜及び香住区鎧の各一部	340
	美方郡新温泉町 大字赤崎、大字釜屋、大字清富、大字指杭、大字田井、大字 三尾及び大字諸寄の各一部	508
	小 計	2,952
鳥取県	鳥取市 福部町海士及び福部町細川の各一部	55
	小 計	55
合 計		3,030

(表 9 : 第 3 種特別地域内訳表)

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
箱石	京都府京丹後市 網野町浜詰、久美浜町湊宮の一部	主要地方道宮津網野久美浜線及び箱石地区の道路の両側の集落地であり、風致の維持を図る必要性の高い地区である。	23
来日岳	兵庫県豊岡市 大字小島、大字瀬戸、大字田結、城崎町今津、城崎町来日、城崎町桃島、城崎町湯島、竹野町阿金谷、竹野町芦谷、竹野町宇日、竹野町田久日、竹野町竹野、竹野町羽入及び竹野町松本の各一部	来日岳(標高 567m)は、城崎温泉の南西にそびえる、本公園内の最高峰で、山頂からの視界は 360 度に向け、眼下には円山川とその沖積平野に発達した豊岡市街、中景には日本海、遠景には丹後、但馬の山岳が一望できる。特にここから見る晩秋早朝の雲海は見事である。 なお、本地区は山頂稜線からの北の海の海岸までの山岳地帯で、植生はスギ・ヒノキの人工林とアカマツを主とする二次林によって覆われている。 風致の維持を図る必要性の高い地区である。	2,104
楽々浦	兵庫県豊岡市 城崎町楽々浦、城崎町戸島、城崎町飯谷及び城崎町結の各一部	楽々浦は円山川の支流飯谷川が本流と合流する付近で、約 1 万年前の北但山地の沈降によって、谷が沈水して入江状になったもので、また、円山川の合流部には入江開口部を閉塞するように砂嘴が発達して、湖のような景観を呈している。 風致の維持を図る必要性の高い地区である。	
香住	兵庫県美方郡香美町 香住区上計、香住区余部、香住区浦上、香住区沖浦、香住区境、香住区下浜、香住区鑑の各一部	香住海岸の第 2 種特別地域背後の景観を構成する山地で、植生はスギ・ヒノキの人工林と、シイ、カシの萌芽林が主となっている。 風致の維持を図る必要性の高い地区である。	340
浜坂	兵庫県美方郡新温泉町 大字赤崎、大字釜屋、大字清富、大字指杭、大字田井、大字三尾及び大字諸寄の各一部	海岸風景を構成する稜線をこえた裏側山地一帯で、植生はスギ、ヒノキの人工林とシイ、カシの萌芽林が主となっている。風致の維持を図る必要性の高い地区である。	508

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
福部	鳥取県鳥取市 福部町海士及び福部町細川の各一部	鳥取砂丘の東端、内陸側南斜面にあたり、なだらかな砂丘地形を呈している。 砂丘農業が行われ、独特の景観を造りだしており、風致の維持を図る必要性の高い地区である。	55
合 計			3,030

イ 海域公園地区

海域公園地区を次のとおりとする。

(表 10：海域公園地区表)

番号	名称	位 置	地区の概要	面積 (ha)
1	五色浜海域公園地区	京都府京丹後市 網野町磯及び網野町塩江地先	<p>本地区は、五色浜の地先海域に位置する。この地区の海岸の西側は、流紋岩質角礫凝灰岩（波食台）が発達しており、東側は、流紋岩質溶岩からなる切り立った柱状節理や海食崖が発達している。</p> <p>この海域は、対馬暖流の影響を受けて平均水温が19～20度の範囲であり、また、透明度は春・秋が15～20m、夏・冬は24～28mある。</p> <p>海中景観は、比較的遠浅な岩礁が沖合まで続いており、岩礁の上には有節石灰藻類や、ホンダワラ、クロメ、エビアマモ、ジョロモク等が繁茂している。魚類は、ホンベラ、メバル、タイ、キュウセン等が見られる。</p> <p>これら景観の保護を図る必要がある地区である。</p>	31.3
2	豊岡海域公園地区	兵庫県豊岡市 大字瀬戸地先	<p>本地区は、御待岬地先海域に位置する。この地区の海岸部は、柱状節理のある流紋岩及び溶結凝灰岩で構成された海食崖が発達し、海中まで及んでいる。</p> <p>この海域は、対馬暖流の影響を受けて平均水温が18度以上を示しており、透明度は陸水の影響が少なく15～25mに達する。</p> <p>海中景観は海底の起伏に富む地形であり、アナアオサ、オオシオグサなどの海藻が大群落を構成している。</p> <p>これら景観の保護を図る必要がある地区である。</p>	17.8

番号	名称	位 置	地区の概要	面積 (ha)
3	竹野海域公園地区	兵庫県豊岡市 竹野町切浜地先	<p>本地区は、黒崎鼻の地先海域に位置する。この地区の海岸部は花崗岩を角礫凝灰岩が不整合に覆っており、その複雑な地質が海食を受けて変化に富んだ地形となって海底に達している。</p> <p>この地区の平均水温は18度以上で、流入する陸水の影響が少なく透明度も高い。</p> <p>海中景観は、ヤツマタモク、ムカデノリ、アミジグサ、スギノリ等の海藻群落が花崗岩の方状節理を示す海底に生育しており、ベラ類、チャガラ、ウミタナゴ等の魚類も多い。</p> <p>これら景観の保護を図る必要がある地区である。</p>	18.8
4	浜坂海域公園地区 第1号	兵庫県美方郡新温泉町 大字田井地先	<p>本地区は、田井松島の地先海域に位置する。この地区は花崗岩の明るい海岸で、直径1～3mの花崗岩礫の転石が多く、海底の起伏が変化に富んでいる。</p> <p>この地先も流入する河川はなく、陸水の影響は少ない。</p> <p>海中生物としては、カギウスバノリ、タマイタダキ等の紅藻類や、ホンダワラ類などのほか、ケヤリ、シロガヤ、ウメボシイソギンチャク類などが着生している。</p> <p>魚類としては、ササノハベラ、ウミタナゴ、メジナ等が多い。</p> <p>これら景観の保護を図る必要がある地区である。</p>	18.0
5	浜坂海域公園地区 第2号	兵庫県美方郡新温泉町 大字諸寄地先	<p>本地区は、海金剛の地先海域に位置する。この地区の海岸は、安山岩、玄武岩の溶岩や、火山砕屑岩を主とする礫岩からなり、動植物の生育に適する凸凹の多い複雑な海底地形を呈している。</p> <p>本地区も陸水の影響は少なく、海中生物としては浜坂海域公園地区第1号と同様なものが見られる。</p> <p>これら景観の保護を図る必要がある地区である。</p>	19.6

番号	名称	位置	地区の概要	面積 (ha)
6	浦富海岸海域公園地区	鳥取県岩美郡岩美町 大字網代及び大字田後地先	<p>本地区は、方状節理の発達した、花崗岩の海食地形からなるリアス海岸で、海上には大小の島しょや岩礁が散在している。</p> <p>海水は対馬暖流の沿岸分岐流の勢力下にある、透明度は8～25mとなっている。</p> <p>海中景観は、海藻が主体で、ホンダワラ類、テングサ、ムカデノリ、フサイワヅタ等が繁茂し、スズメダイ、メジナ等の魚類の群遊が見事である。</p> <p>これら景観の保護を図る必要がある地区である。</p>	40.8
7	山陰海岸東部海域公園地区	<p>京都府京丹後市 網野町浅茂川、網野町磯、網野町塩江、網野町浜詰、久美浜町大向、久美浜町蒲井及び久美浜町湊宮の地先海域の一部</p> <p>兵庫県豊岡市 大字気比、大字瀬戸、大字田結、大字津居山、竹野町宇日、竹野町切浜、竹野町田久日、竹野町竹野及び竹野町浜須井の地先海域の一部</p> <p>兵庫県美方郡香美町 香住区相谷、香住区上計、香住区浦上、香住区沖浦、香住区訓谷、香住区境、香住区無南垣及び香住区安木地先</p>	<p>網野海岸から香住海岸にかけての地先海域は、海食海岸及び砂丘と一体となった優れた海上景観を形成するとともに、スノーケリング、カヌー等のレクリエーションの場としても適している。</p> <p>陸域と一体となった景観の保護及び適正な利用を図る必要がある地区である。</p>	5,005.8

番号	名称	位置	地区の概要	面積 (ha)
8	山陰海岸中部海域 公園地区	兵庫県美方郡香美町 香住区余部、香住区下浜及 び香住区鎧地先	香住海岸から浦富海岸にかけての地先海域は、岩礁及び海食海岸と一体となつた優れた海上景観を形成するとともに、スノーケリング、カヌー等のレクリエーションの場としても適している。  陸域と一体となった景観の保護及び適正な利用を図る必要がある地区である。	3,872.9
		兵庫県美方郡新温泉町 大字赤崎、大字芦屋、大字 居組、大字釜屋、大字清富、 大字指杭、大字田井、大字 浜坂、大字三尾及び大字諸 寄地先		
		鳥取県岩美郡岩美町 大字網代、大字岩本、大字 浦富、大字大羽尾、大字陸 上、大字小羽尾、大字田後 及び大字牧谷地先		
9	山陰海岸西部海域 公園地区	鳥取県鳥取市 大字浜坂、福部町海士、福 部町岩戸、福部町細川及び 福部町湯山地先	駟馳山から鳥取砂丘にかけての地先海域は、海食海岸及び砂丘と一体となった優れた海上景観を形成するとともに、釣り、海水浴等のレクリエーションの場としても適している。  陸域と一体となった景観の保護及び適正な利用を図る必要がある地区である。	1,078.4
		鳥取県岩美郡岩美町 大字大谷地先		

ウ 関連事項

(ア) 採取等規制植物

採取又は損傷を規制する植物を次のとおりとする。

(表 11 : 採取等規制植物表)

科 名	種 名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ミズゴケ	ミズゴケ
マツバラシ	マツバラシ
イワヒバ	イワヒバ
チャセンシダ	コタニワタリ
ウラボシ	オシャグジデンダ
ナデシコ	ハマハコベ、シオツメクサ
キンポウゲ	ミスミソウ (スハマソウ、ケスハマソウを含む。)、イチリンソウ
メギ	イカリソウ、トキワイカリソウ
スイレン	ヒツジグサ
ウマノスズクサ	アツミカンアオイ、ヒメカンアオイ
ユキノシタ	チャルメルソウ
バラ	ハマナス(ハマナシ)、ミツバイワガサ(イワガサ、タンゴイワガサ)
ハマビシ	ハマビシ
スミレ	イソスミレ、ナガハシスミレ(テングスミレ)
イワウメ	イワカガミ(コイワカガミ、オオイワカガミを含む。)
イチヤクソウ	ギンリョウソウ
ツツジ	ツクシシヤクナゲ (ホンシヤクナゲ、オキシヤクナゲを含む。)、サイコクミツバツツジ、コバノミツバツツジ
リンドウ	センブリ
シソ	タジマタムラソウ
ゴマノハグサ	トウテイラン
ハマウツボ	ハマウツボ
キキョウ	キキョウ
キク	ハマベノギク (イソノギク)、サンインギク、ワカサハマギク、クシバタンポポ

科 名	種 名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ユ カ ラ リ ツ リ グ サ ン	シライトソウ、ショウジョウバカマ、ササユリ、コオニユリ、エンレイソウ ダイセンスゲ ナゴラン、エビネ、ギンラン、キンラン、サイハイラン、シュンラン (ホクロ)、セッコク、フウラン、コケイラン、 オオバノトンボソウ

(イ) 乗入れ規制区域及び期間

車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることを規制する区域及び期間を次のとおりとする。

(表 12 : 乗入れ規制区域及び期間表)

名 称	区 域	地種区分	区域の概要	面積 (ha)	期 間
鳥取砂丘	鳥取県鳥取市 大字浜坂の一部 (以上の区域のうち、 道路、広場、田、畑、 牧場及び宅地の区域を 除く。)	第 2 種特別地域	<p>当該地は、砂丘の起伏量が大きく、スリバチ、砂簾、風紋などが発達した学術的に貴重な砂丘部分（特別保護地区）に隣接した場所であり、また、昭和 57～58 年の砂防林の伐採により砂の移動、砂丘植物の成長など、砂丘景観の復元が進みつつある場所で、特別保護地区と一体をなす優れた自然景観を呈している区域である。</p> <p>昨今、当該地へのオフロード車、オフロードバイクなどの乗り入れが著しく、これに伴い砂丘植物の損傷、砂丘動物の生息環境の悪化、ゴミの散乱などを憂慮すべき事態が生じている。</p> <p>本指定区域は、これらの砂丘動植物の保護及び風紋などの砂丘景観の保全を図るため、車馬の乗入れが行われている地域及び乗入れの予測される地域を指定したものである。</p>	20	通年
丹後砂丘	京都府京丹後市 網野町浜詰及び久美浜 町湊宮の各一部 (以上の区域のうち、 道路、広場、田、畑、 牧場及び宅地の区域を 除く。)	第 1 種特別地域	<p>当該地は丹後砂丘の海岸部で、木津川河口から久美浜湾口に至る約 6.5km の海岸のほぼ東半分位置している。海岸の背後地は耕作地やクロマツ、ニセアカシア等の植林地になっているが、海浜の砂地にはハマボウフウ、ハマベノギク、コウボウムギ、ケカモノハシなど海岸植物が見られる。特に当該地には、当該地や隠岐島等限られた地域に分布するトウテイランが自生している。</p> <p>数年来、当該地にオフロード車オフロードバイクなどの乗入れが著しく、これに伴い海岸植物の損傷、海岸動物の生息環境の悪化など憂慮すべき事態が生じている。</p> <p>本指定区域は、これらの海岸動植物の保全を図るため、車馬の乗入れが行われている地域及び乗入れの予測される地域を選定したものである。</p>	69	通年

(ウ) 捕獲等規制動植物及び区域

海域公園地区において、捕獲若しくは殺傷又は採取若しくは損傷を規制する動植物及びその区域を次のとおりとする。

(表 13：捕獲等規制動植物及び区域表)

海域公園地区名	区域	区域の概要	面積 (ha)	捕獲等規制 動植物
五色浜海域公園地区	全域	<p>本地区は、五色浜の地先海域に位置する。この地区の海岸の西側は、流紋岩質角礫凝灰岩（波食台）が発達しており、東側は、流紋岩質溶岩からなる切り立った柱状節理や海食崖が発達している。</p> <p>この海域は、対馬暖流の影響を受けて平均水温が 19～20 度の範囲であり、また、透明度は春・秋が 15～20m、夏・冬は 24～28m ある。</p> <p>海中景観は、比較的遠浅な岩礁が沖合まで続いており、岩礁の上には有節石灰藻類や、ホンダワラ、クロメ、エビアマモ、ジョロモク等が繁茂している。魚類は、ホンベラ、メバル、タイ、キュウセン等が見られる。</p>	31.3	表13別表 のとおり
豊岡海域公園地区	全域	<p>本地区は、御待岬地先海域に位置する。この地区の海岸部は、柱状節理のある流紋岩及び溶結凝灰岩で構成された海食崖が発達し、海中まで及んでいる。</p> <p>この海域は、対馬暖流の影響を受けて平均水温が 18 度以上を示しており、透明度は陸水の影響が少なく 15～25m に達する。</p> <p>海中景観は海底の起伏に富む地形であり、アナアオサ、オオシオグサなどの海藻が大群落を構成している。</p>	17.8	表13別表 のとおり
竹野海域公園地区	全域	<p>本地区は、黒崎鼻の地先海域に位置する。この地区の海岸部は花崗岩を角礫凝灰岩が不整合に覆っており、その複雑な地質が海食を受けて変化に富んだ地形となって海底に達している。</p> <p>この地区の平均水温は 18 度以上で、流入する陸水の影響が少なく透明度も高い。</p> <p>海中景観は、ヤツマタモク、ムカデノリ、アミジグサ、スギノリ等の海藻群落が花崗岩の方状節理を示す海底に生育しており、ベラ類、チャガラ、ウミタナゴ等の魚類も多い。</p>	18.8	表13別表 のとおり

海域公園地区名	区域	区域の概要	面積 (ha)	捕獲等規制 動植物
浜坂海域公園地区第1号	全域	本地区は、田井松島の地先海域に位置する。この地区は花崗岩の明るい海岸で、直径1～3mの花崗岩礫の転石が多く、海底の起伏が変化に富んでいる。 この地先も流入する河川はなく、陸水の影響は少ない。 海中生物としては、カギウスバノリ、タマイタダキ等の紅藻類や、ホンダワラ類などのほか、ケヤリ、シロガヤ、ウメボシイソギンチャク類などが着生している。 魚類としては、ササノハベラ、ウミタナゴ、メジナ等が多い。	18.0	表13別表 のとおり
浜坂海域公園地区第2号	全域	本地区は、海金剛の地先海域に位置する。この地区の海岸は、安山岩、玄武岩の溶岩や、火山砕屑岩を主とする礫岩からなり、動植物の生育に適する凸凹の多い複雑な海底地形を呈している。 本地区も陸水の影響は少なく、海中生物としては浜坂海域公園地区第1号と同様なものが見られる。	19.6	表13別表 のとおり
浦富海岸海域公園地区	全域	本地区は、方状節理の発達した、花崗岩の海食地形からなるリアス海岸で、海上には大小の島しょや岩礁が散在している。 海水は対馬暖流の沿岸分岐流の勢力下であり、透明度は8～25mとなっている。 海中景観は、海藻が主体で、ホンダワラ類、テングサ、ムカデノリ、フサイワツタ等が繁茂し、スズメダイ、メジナ等の魚類の群遊が見事である。	40.8	表13別表 のとおり

(表13別表：捕獲等規制動植物表)

捕獲等規制動植物名
ザラカイメン、オオギウミヒドラ、シロガヤ、イソバナ科全種、フトヤギ亜目全種、ウメボシイソギンチャク科全種、ヒザラガイ、アメフラシ、ドーリス科全種、ケヤリ、ニッポンウミシダ、オオウミシダ、ゴンズイ、スズメダイ科全種、チャガラ、キヌバリ、ヘビギンポ、ジュズモ属全種、シオグサ属全種、フサイワツタ、ミル属全種、ヤハズグサ属全種、アミジグサ属全種、イシゲ属全種、フクロノリ属全種、ツルモ、ミジョロモク属全種、フサノリ属全種、サンゴモ科全種、タマイタダキ属全種、スギノリ属全種、オキツノリ、ユカリ属全種、ベニスナゴ、タオヤギソウ属全種、ハイウスバノリ属全種、アヤニシキ属全種、コザネモ属、スガモ
以上、1目5科16属17種

## (エ) 普通地域

普通地域の区域は、次のとおりである。

(表 14：普通地域表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
京都府	京丹後市 網野町浅茂川、網野町浜詰及び久美浜蒲井の一部	19
	小 計	19
兵庫県	豊岡市 大字気比、大字田結、城崎町今津、城崎町上山、城崎町来日、 城崎町桃島及び城崎町湯島、竹野町宇日、竹野町切浜、竹野町 田久日及び竹野町浜須井の各一部	123
	美方郡香美町 香住区相谷、香住区余部、香住区浦上及び香住区鑑の各一部	9
	美方郡新温泉町 大字芦屋、大字居組、大字釜屋、大字浜坂、大字三尾及び大字 諸寄の各一部	33
	小 計	165
鳥取県	鳥取市 福部町岩戸の一部	0
	岩美郡岩美町 大字網代、大字大谷、大羽尾及び大字田後の各一部	37
	小 計	37
陸 域 合 計		221
京都府	京丹後市 網野町浅茂川、網野町磯、網野町塩江、網野町浜詰、久美浜町 大向、久美浜町蒲井及び久美浜町湊宮の地先海面の一部	
兵庫県	豊岡市 大字気比、大字瀬戸、大字田結、大字津居山、竹野町宇日、竹 野町切浜、竹野町田久日、竹野町竹野及び竹野町浜須井の地先 海面の一部 美方郡香美町 香住区相谷、香住区上計、香住区余部、香住区浦上、香住区沖 浦、香住区訓谷、香住区境、香住区下浜、香住区無南垣、香住 区安木及び香住区鑑の地先海面の一部 美方郡新温泉町 大字赤崎、大字芦屋、大字居組、大字釜屋、大字清富、大字指 杭、大字田井、大字浜坂、大字三尾及び大字諸寄の地先海面の 一部	

都道府県名	区 域	面積 (ha)
鳥取県	鳥取市 大字浜坂、賀露町、福部町海士、福部町岩戸、福部町細川及び 福部町湯山の地先海面の一部 岩美郡岩美町 大字網代、大字岩本、大字浦富、大字大谷、大字大羽尾、大字 陸上、大字小羽尾、大字田後及び大字牧谷の地先海面の一部	
海 域 合 計		37,869
	合 計	38,090

エ 面積内訳

地域地区別土地所有者別及び市町村別面積は次のとおりとなる。

(表 15：地域地区別土地所有面積総括表)

(単位：面積 ha、比率%)

地域区分		特別地域											普通地域 (陸域)			合計 (陸域)			海域公園 地区※	普通地域 (海域)※	合計 (海域)※	
		特別保護地区			第1種特別地域			第2種特別地域			第3種特別地域											
地種区分		国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私			
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私			
京 都 府	土地所有別面積	0	0	0	41	94	13	13	154	849	0	1	22	0	4	15	54	253	899			
	地種区分別面積				148			1,016			23											
	地域地区別面積	0			1,187																	
	地域別面積				1,187									19			1,206					
兵 庫 県	土地所有別面積	1	272	158	0	83	97	8	650	1,675	0	852	2,100	2	10	153	11	1,867	4,183			
	地種区分別面積				180			2,333			2,952											
	地域地区別面積	431			5,465																	
	地域別面積				5,896									165			6,061					
鳥 取 県	土地所有別面積	0	144	25	0	5	22	16	472	740	0	0	55	5	20	12	21	641	854			
	地種区分別面積				27			1,228			55											
	地域地区別面積	169			1,310																	
	地域別面積				1,479									37			1,516					
合 計	土地所有別面積	1	416	183	41	182	132	37	1,276	3,264	0	853	2,177	7	34	180	86	2,761	5,936			
	地種区分別面積 (比率)				355 (4.0)			4,577 (52.1)			3,030 (34.5)											
	地域地区別面積 (比率)	600 (6.8)			7,062 (90.7)																	
	地域別面積 (比率)				8,562 (97.5)									221 (2.5)			8,783 (100.0)					
合計 (陸域・海域)																				56,755		

※海域は国の所有に属する公共水面であり、府県別に面積を示すことはできないため、山陰海岸国立公園全体の数値を示している。

(表 16 : 地域地区別市町村別面積総括表)

(単位 : 面積 ha)

地域地区 市町村名		特別地域					普通 (陸域)	合計 (陸域)	海城 公園 ※	普通 (海城) ※	合計 (海城) ※	合計 (陸・海)
		特保	第1種	第2種	第3種	小計						
京 都 府	京丹後市	0	148	1,016	23	1,187	19	1,206				
	小計	0	148	1,016	23	1,187	19	1,206				
兵 庫 県	豊岡市	34	36	775	2,104	2,949	123	3,072				
	美方郡	香美町	247	117	1,092	340	1,796	9	1,805			
		新温泉町	150	27	466	508	1,151	33	1,184			
	小計	431	180	2,333	2,952	5,896	165	6,061				
鳥 取 県	鳥取市	131	9	810	55	1,005	0	1,005				
	岩美郡	岩美町	38	18	418	0	474	37	511			
	小計	169	27	1,228	55	1,479	37	1,516				
合 計		600	355	4,577	3,030	8,562	221	8,783	10,103.4	37,869	47,972	56,755

※海城は国の所有に属する公共水面であり、県別に面積を示すことはできないため、山陰海岸国立公園全体の数値を示している。

### 3 事業計画

#### (1) 施設計画

##### ア 保護施設計画

保護施設計画を次のとおりとする。

(表 17：保護施設表)

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
1	植生復元施設	京都府京丹後市網野町及び久美浜町 (丹後砂丘)	丹後砂丘の海岸植物の荒廃の防止及び復元を図る。	平 8. 12. 25 告示
2	植生復元施設	鳥取県鳥取市 (鳥取砂丘)	鳥取砂丘の砂丘植物の荒廃の防止及び復元を図る。	平 8. 12. 25 告示

イ 利用施設計画

(ア) 集団施設地区

集団施設地区を次のとおりとする。

(表 18：集団施設地区表)

番号	名称	区域	計画目標	整備計画区 及び基盤施設	整備方針	面積 (ha)	備考
1	竹 野	兵庫県豊岡市 竹野町切浜及び竹 野町竹野の各一部	<p>本地区は、兵庫県の最北端に位置する猫崎半島を中心に、東部には竹野浜（砂浜）、西部には急峻な海食崖が連続する地形が見られ、また、沖合を流れる対馬海流の影響を受けて亜寒帯性から亜熱帯性までの植生が見られる等変化に富んだ景観を呈している。さらに、隣接する切浜半島の地先は海域公園地区に指定されており、海岸から海域にかけて景観の変化に富んでいる。</p> <p>湧出する温泉や大阪、京都、神戸から電車で3時間というアクセスの良さのため近畿圏からの利用者が多く、利用形態は宿泊の地、海水浴、キャンプ、自然探勝等である。</p> <p>この恵まれた自然環境や良好なアクセスを活かし、但馬地域の宿泊、野外レクリエーション、自然探勝等の利用拠点となるよう施設を計画するものとする。</p>	竹野川東部整備計画区	<p>本計画区は、猫崎半島の基部とその東に広がる遠浅の竹野浜を含み、夏期には海水浴等の利用者が多い。</p> <p>猫崎半島の基部には、半島探勝の入口として園地、駐車場等を整備するとともに、公園利用者への周辺の自然情報等の提供ができるよう博物展示施設を整備する。</p> <p>また、竹野浜周辺部には、海水浴利用等のための宿舎、休憩所、便所等を整備する。</p> <p>なお、整備に当たっては、竹野浜の風致の維持に配慮し、浜の中央部には施設を設けないこととする。</p>	13.7	<p>一般計画 昭 38.7.15 決定</p> <p>平 2.4.6 再検討</p> <p>平 8.12.25 第1回 点検</p>
				竹野川西部整備計画区	<p>本計画区は、磯浜である大浦浜と丘陵部からなり、面的な広がりを活かし、国民休暇村として宿泊施設を中心に、周辺探勝歩道、園地、野営場、運動施設等を有機的に整備する。</p> <p>また、西側の大浦浜は海の自然とのふれあいを促進するため、当公園の自然情報等の提供機能も備えたスノーケルセンターを整備する。</p>	21.2	
				道路（車道）	竹野浜から猫崎半島基部までの車道及び主要県道である但馬海岸線道路から休暇村に至る車道を適切に維持する。	-	
				道路（歩道）	整備計画区内の探勝及び散策のための歩道を整備する。		
				給排水施設	地区内への給水施設及び排水処理のための関連施設を整備する。		
				面積計			
					7.4	19.4	8.1
					34.9		





区域図	
1-2	打越界
2-3	工作物(護岸)(除)界
3-4	公園区域界(平野)
4-5	道路敷(除)界
5-6	美園線界
6-7	打越界
7-1	小堀界
8-9	土地所有別(公・私)界
9-10	道路敷(除)界
10-11	道路敷(公)界
11-12	道路敷(除)界
12-13	土地所有別(公・私)界
13-14	美園線界
14-15	歩道(除)界
15-16	道路敷(除)界
16-17	美園線界
17-18	打越界

竹野集団施設地区計画図及び区域図



番号	名称	区域	計画目標	整備計画区 及び基盤施設	整備方針	面積 (ha)	備考
2	今子浦	兵庫県美方郡香美町 香住区上計、香住区 沖浦及び香住区境 の各一部	<p>本地区は、兵庫県北部の日本海沿岸に位置し、スギ、クロマツ林などに覆われるとともに、北側に隣接した海岸には通称千畳敷と呼ばれる海食の進んだ地形が見られる等優れた自然景観を呈している。</p> <p>アクセスはJR山陰本線や但馬海岸線道路（車道）（国道178号線）があり、利用形態は、海食地形の探勝及び展望、山林内の散策及びキャンプが主である。</p> <p>この恵まれた景観や良好なアクセスを活かし、宿舍、野営場、展望休憩施設及び博物展示施設等を有機的に計画するものとする。</p> <p>整備に当たっては、良好な自然環境の保全に留意するものとする。</p>	北部整備計画区	<p>良好な自然植生がみられ、海食景観の展望や海水浴、磯遊び等の適地であるため、探勝歩道、駐車場及び展望休憩施設等を海上からの風致維持に配慮しつつ整備する。</p> <p>また、平坦地は野営場として管理棟、便所、炊事棟、テントサイト等の施設を緑陰樹の積極的な植栽・育成に努めつつ整備する。</p>	22.0	一般計画 昭38.7.15決定  平2.4.6再検討
				南部整備計画区	<p>但馬海岸線道路（車道）に接する本計画区の中央部は、地区の入口に当たるため、入口案内及び教化機能を持った地区として、駐車場、バスターミナル、自然とのふれあいを増進するための博物展示施設等を整備する。</p> <p>また、海岸が主体の本公園において、森林の自然を楽しむ数少ない場所であるため、森林内を散策する歩道及び休憩所等を整備するとともに、東西両側の既存の多目的広場、テニスコート、宿泊施設を適切に維持する。</p>	23.9	平8.12.25第1回 点検
				道路（車道）	主要道である但馬海岸線道路（車道）から宿舍及び海岸部に至る車道及び地区内の既存車道を適切に維持する。	-	
				道路（歩道）	地区内の探勝及び散策のための歩道を整備する。		
				給水施設	地区南西側の山稜付近にある町営水道タンクから各施設に配水する給水施設を整備する。		
				排水施設	地区内の排水処理施設を整備する。		
				面積計		国	公
		0.8	7.4	37.7			
		45.9					



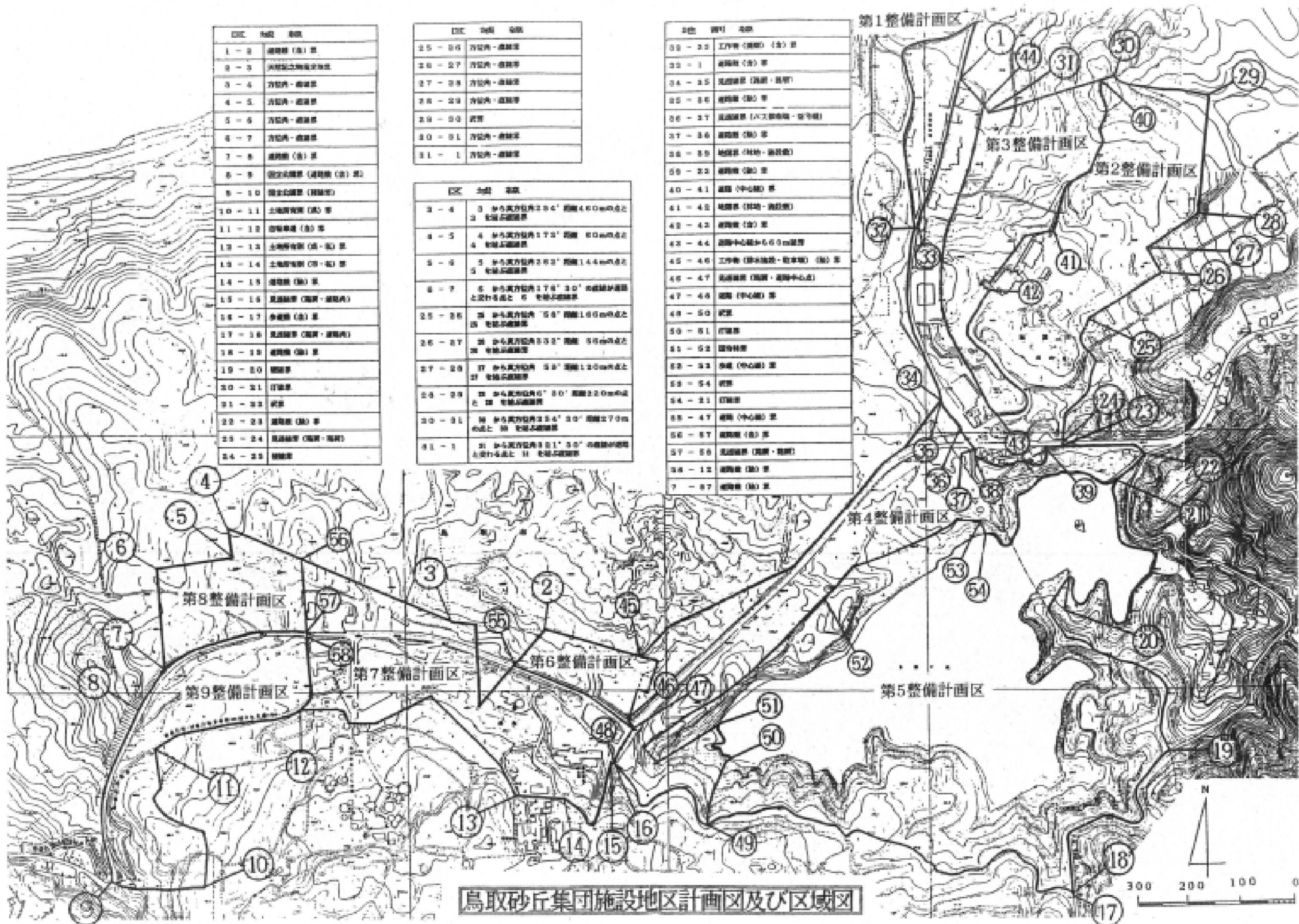


今子浦集団施設地区計画図及び区域図



番号	名称	区域	計画目標	整備計画区 及び基盤施設	整備方針	面積 (ha)	備考
3	鳥取砂丘	鳥取県鳥取市内 国有林鳥取森林管 理署 1 林班の一部  鳥取県鳥取市 大字浜坂及び福部 町湯山の各一部	本地区は、砂簾、風紋等の自然現象がみられる鳥取砂丘に隣接し、周囲は、クロマツ、ニセアカシアの防砂林に覆われている。また、本公園の西側の玄関口に当たり、鳥取空港から近くアクセスも良い。 利用形態は、主に鳥取砂丘の散策、展望休憩、宿泊等である。 この恵まれた景観やアクセスの良さを活かし、野外レクリエーションの拠点となるよう施設を計画するものとする。 なお、整備に当たっては、鳥取砂丘線道路（車道）及び鳥取砂丘からの眺望に留意するものとする。	第 1 整備計画区	鳥取砂丘への主要な導入部に当たるため、砂丘散策のための駐車場、公衆トイレ等の公共施設を整備する。	2.4	一般計画 昭 38.7.15 決定  平 2.4.6 再検討  平 8.12.25 第 1 回 点検
				第 2 整備計画区	本計画区は、砂丘への導入部であり、砂丘が展望できる丘陵地となっていることから、砂丘散策者等のための休憩所及び宿舎を整備する。なお、整備に当たっては、砂丘からの眺望に配慮する。	18.8	
				第 3 整備計画区	丘陵山腹の良好なクロマツ内の散策のための歩道等を整備する。	8.5	
				第 4 整備計画区	本計画区は、鳥取砂丘線道路（車道）沿線に位置しクロマツ、ニセアカシア等の防砂林に囲まれている。 本地区中央部の休養園地の拠点として、砂丘及び多鯨ヶ池の眺望ができる場所への歩道及び休憩所を整備する。 なお、整備に当たっては、車道からの風致の維持に配慮する。	15.6	
				第 5 整備計画区	鳥取砂丘の堰止湖である多鯨ヶ池と周辺のクロマツ林内に位置し、多鯨ヶ池周辺の散策歩道及び多鯨ヶ池の舟遊利用等の施設を整備する。	42.7	
				第 6 整備計画区	本地区西部の利用拠点として、駐車場、公衆トイレ等の公共施設を整備する。	2.3	
				第 7 整備計画区	本計画区は、鳥取砂丘線道路（車道）沿線の砂丘が展望できる丘陵に位置し、展望を活かした宿泊施設や鳥取砂丘の自然とのふれあいを促進するため博物展示施設及び駐車場等を整備する。 なお、整備に当たっては、砂丘からの風致の維持に配慮する。	10.8	
				第 8 整備計画区	旧砲台跡で直接砂丘の砂にふれることができるため、多目的広場及び砂丘探勝のための歩道を整備する。 なお、整備に当たっては、砂丘広場への風致の維持に配慮する。	5.0	
				第 9 整備計画区	クロマツ林を活かした野営場として、キャンプサイト、炊事施設等を整備する。 なお、整備に当たっては、極力クロマツ林を残存させ、あわせて湿原の保全にも配慮する。	8.5	
				道路（車道）	鳥取砂丘線道路（車道）から各施設への進入路を整備する。	-	
				道路（歩道）	中国自然歩道線道路（歩道）と各施設を連絡する歩道を整備する。		
				給排水施設	各地区内への給水施設及び地区内の汚水を一括して地区外へ排出する排水施設を整備する。		
				面積計			
					国	公	
	24.9	14.1	75.6				
	114.6						





区画	名称	用途
1 - 2	遊歩道 (遊) 区	
3 - 3	河川敷・遊歩道	
3 - 4	河川内・遊歩道	
4 - 5	河川内・遊歩道	
5 - 6	河川内・遊歩道	
6 - 7	河川内・遊歩道	
7 - 8	遊歩道 (遊) 区	
8 - 9	河川敷遊歩道 (遊歩道) (遊) 区	
9 - 10	河川敷遊歩道 (遊歩道)	
10 - 11	土地開発用 (遊) 区	
11 - 12	河川敷遊歩道 (遊) 区	
12 - 13	土地開発用 (遊) (遊) 区	
13 - 14	土地開発用 (遊) (遊) 区	
14 - 15	遊歩道 (遊) 区	
15 - 16	河川敷遊歩道 (遊歩道) (遊歩道)	
16 - 17	河川敷 (遊) 区	
17 - 18	河川敷遊歩道 (遊歩道) (遊歩道)	
18 - 19	遊歩道 (遊) 区	
19 - 20	河川敷	
20 - 21	河川敷	
21 - 22	河川敷	
22 - 23	遊歩道 (遊) 区	
23 - 24	河川敷遊歩道 (遊歩道) (遊歩道)	
24 - 25	河川敷	

区画	名称	用途
25 - 26	河川内・遊歩道	
26 - 27	河川内・遊歩道	
27 - 28	河川内・遊歩道	
28 - 29	河川内・遊歩道	
29 - 30	河川	
30 - 31	河川内・遊歩道	
31 - 1	河川内・遊歩道	

区画	名称	用途
3 - 4	3 中々沢内 17° 34' 面積 4.60km <sup>2</sup> 之 2 土地開発用	
4 - 5	4 中々沢内 17° 3' 面積 8.0km <sup>2</sup> 之 4 土地開発用	
5 - 6	5 中々沢内 17° 3' 面積 1.44km <sup>2</sup> 之 5 土地開発用	
6 - 7	6 中々沢内 17° 30' 面積 1.60km <sup>2</sup> 之 6 土地開発用	
25 - 26	25 中々沢内 17° 34' 面積 1.60km <sup>2</sup> 之 25 土地開発用	
26 - 27	26 中々沢内 17° 3' 面積 5.0km <sup>2</sup> 之 26 土地開発用	
27 - 28	27 中々沢内 17° 30' 面積 1.20km <sup>2</sup> 之 27 土地開発用	
28 - 29	28 中々沢内 17° 30' 面積 2.20km <sup>2</sup> 之 28 土地開発用	
29 - 30	29 中々沢内 17° 34' 30' 面積 2.70km <sup>2</sup> 之 29 土地開発用	
30 - 31	30 中々沢内 17° 34' 30' 面積 2.70km <sup>2</sup> 之 30 土地開発用	
31 - 1	31 中々沢内 17° 31' 30' 面積 2.70km <sup>2</sup> 之 31 土地開発用	

区画	名称	用途
32 - 33	河川敷 (遊) (遊) 区	
33 - 1	遊歩道 (遊) 区	
34 - 35	河川敷遊歩道 (遊歩道) (遊歩道)	
35 - 36	遊歩道 (遊) 区	
36 - 37	河川敷遊歩道 (遊歩道) (遊歩道)	
37 - 38	遊歩道 (遊) 区	
38 - 39	河川敷 (河川) (遊歩道)	
39 - 40	遊歩道 (遊) 区	
40 - 41	河川 (中心部) 区	
41 - 42	河川敷 (河川) (遊歩道)	
42 - 43	遊歩道 (遊) 区	
43 - 44	河川中心部 (河川) (遊歩道)	
44 - 45	河川敷 (河川) (遊歩道) (遊) 区	
45 - 47	河川敷遊歩道 (遊歩道) (遊歩道) (遊) 区	
47 - 48	河川 (中心部) 区	
48 - 50	河川	
50 - 51	河川敷	
51 - 52	河川敷	
52 - 53	河川 (中心部) 区	
53 - 54	河川	
54 - 55	河川敷	
55 - 47	河川 (中心部) 区	
56 - 57	遊歩道 (遊) 区	
57 - 58	河川敷遊歩道 (遊歩道) (遊歩道)	
58 - 12	遊歩道 (遊) 区	
7 - 57	遊歩道 (遊) 区	

鳥取砂丘集団施設地区計画図及び区域図



番号	名称	区域	計画目標	整備計画区 及び基盤施設	整備方針	面積 (ha)	備考
4	浦 富	鳥取県岩美郡岩美町 大字浦富、大字大羽尾、大字小羽尾及び 大字牧谷の各一部	<p>本地区は、鳥取県東端の日本海に面した海岸部に位置し、スダジイ、タブノキなどの照葉樹林が見られるとともに、羽尾岬の海食崖やその両側の浦富、牧谷及び羽尾の砂浜など優れた自然景観を呈している。</p> <p>そのため、海岸沿いを特別保護地区とし、景観の維持を図る。</p> <p>また、利用形態は、主に自然探勝、海水浴などである。</p> <p>この恵まれた自然環境を生かし、快適に自然探勝、海水浴などの野外レクリエーションができるように宿舎、園地、野営場、歩道等を計画するものとする。</p>	羽尾岬整備計画区	<p>本計画区は、日本海に突き出た海食地形が発達する羽尾岬に位置し、スダジイやタブノキ等の照葉樹林が見られるなど、優れた自然環境を有している。</p> <p>自然探勝や岬西側の熊井浜において海水浴、磯遊び等が行われていることから、本地区の利用拠点として岬基部の平坦地に宿泊施設を整備するとともに、これと連携して歩道、園地、休憩所等を整備する。</p> <p>また、自然とのふれあいを促進するための博物展示施設等を整備する。</p>	56.7	<p>一般計画 昭 38. 7. 15 決定</p> <p>平 2. 4. 6 再検討</p> <p>平 8. 12. 25 第 1 回 点検</p> <p>平 18. 12. 26 第 2 回 点検</p>
				羽尾岬東部整備計画区	<p>本計画区は、羽尾岬東部に広がる羽尾浜に位置し、主たる利用形態は海水浴である。背後地に宿泊施設が整備されていることから、海浜利用のための便益施設等を整備する。</p> <p>なお、整備に当たっては、砂浜の維持に配慮する。</p>	5.9	
				羽尾岬西部整備計画区	<p>本計画区は、羽尾岬西部に広がる浦富浜や牧谷浜等の砂浜に位置し、海岸沿いにはクロマツ、ニセアカシア等の防砂林が生育している。</p> <p>海水浴、キャンプ利用のために、背後地には駐車場、宿泊施設を整備するとともに、海浜利用のための便益施設を整備する。</p> <p>なお、整備に当たっては砂浜の維持に配慮する。</p>	12.7	
				道路（車道）	浜坂浦富線道路（車道）から利用施設への到達道路及び管理道路を整備する。		
				道路（歩道）	近畿自然歩道線道路（歩道）から自然探勝と展望利用及び各施設を連絡する歩道を整備する。		
				運輸施設	牧谷浜から熊井浜、大羽尾を連絡し、また、竜神洞等の景勝地を海側から探勝するための小舟の発着施設を整備する。		
				給排水施設	各施設への給水施設及び排水を処理するための施設を整備する。		
				面積計			
			4.0	14.5	56.8		
			75.3				



凡 例	
区 域	
1 - 29	訂線界
29 - 32	種線界
32 - 31	訂線から50m線
31 - 30	種線界
30 - 2	訂線界
2 - 3	河川敷(除)界
3 - 4	道路敷(除)界
4 - 5	工作物(護岸・駐車場)(含)界
5 - 6	道路敷(除)界
6 - 7	見透線界(路肩・路肩)
7 - 8	地番界
8 - 9	見透線界(路肩・路肩)
9 - 10	道路敷(含)界
10 - 11	字界
11 - 12	土地所有別(公・私)界
12 - 13	河川敷(含)界
13 - 14	見透線界(河川敷・路肩)
14 - 15	道路敷(除)界
15 - 16	見透線界(路肩・線路敷)
16 - 17	鉄道敷(除)界
17 - 18	字界
18 - 19	等高線(40m)界
19 - 20	道路敷(除)界
20 - 21	国立公園界(小字界)
21 - 22	国立公園界(道路敷(除))界
22 - 23	道路敷(除)界
23 - 24	見透線界(路肩・訂線)
24 - 25	訂線界
25 - 26	土地所有別(国・私)界
26 - 1	漁港区域(除)界
地 画	
27 - 28	河川敷(除)界
21 - 26	道路敷(除)界





(イ) 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表 19：単独施設表)

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
1	園地	京都府京丹後市（磯）	ドライブ利用の休憩園地として整備する。	平 2.4.6 告示
2	園地	京都府京丹後市（五色浜）	海岸線の展望及び自然探勝のための園地として整備する。	平 2.4.6 告示
3	宿舎	京都府京丹後市（五色浜）	海浜利用の基地としての機能を有する宿泊施設として整備する。	平 2.4.6 告示
4	博物展示施設	京都府京丹後市（五色浜）	五色浜海域公園の自然を主体に解説を行う施設を整備する。	平 2.4.6 告示
6	園地	京都府京丹後市（木津桃山）	ピクニックを主体とした休養園地として整備する。	平 2.4.6 告示
7	園地	京都府京丹後市（箱石）	海岸線の展望及びハイキング利用の休養園地として整備する。	平 2.4.6 告示
8	園地	京都府京丹後市（葛野）	海水浴利用を主体とした休養園地として整備する。	平 2.4.6 告示
10	舟遊場	京都府京丹後市（久美浜湾）	小型舟艇を対象とした舟遊場として整備する。	平 2.4.6 告示
11	園地	京都府京丹後市（兜山）	久美浜湾の展望及び休養園地として整備する。	平 2.4.6 告示
12	宿舎	京都府京丹後市（兜山）	久美浜湾の海浜利用基地としての宿泊施設を整備する。	平 2.4.6 告示
13	野営場	京都府京丹後市（兜山）	久美浜湾の臨海型野営場として整備する。	平 2.4.6 告示
14	宿舎	京都府京丹後市（大向）	久美浜湾の海浜利用基地としての宿泊施設として整備する。	平 2.4.6 告示
15	園地	兵庫県豊岡市（津居山）	円山川河口を展望する園地として整備する。	平 2.4.6 告示
16	宿舎	兵庫県豊岡市（日和山）	日和山海岸の展望及び海浜利用の基地としての機能を有する宿泊施設を整備する。	平 2.4.6 告示
17	展望施設	兵庫県豊岡市（日和山）	日和山海岸及び海域公園の展望地点として整備する。	平 2.4.6 告示
18	水族館	兵庫県豊岡市（日和山）	海域公園地区及び日本海の生物を紹介する水族館として整備する。	平 2.4.6 告示
20	舟遊場	兵庫県豊岡市（円山川）	手漕ぎボート等で水辺景観を楽しむ場として整備する。	平 2.4.6 告示
21	園地	兵庫県豊岡市（玄武洞）	玄武洞公園の探勝、休憩機能を持った園地として整備する。	平 2.4.6 告示
22	園地	兵庫県豊岡市（城崎温泉）	城崎温泉の古い町並み、文学碑等を散策する機能を持った園地として整備する。	平 2.4.6 告示

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
23	宿 舎	兵庫県豊岡市（城崎温泉）	自然と歴史に恵まれた町並み景観を生かしつつ、山陰海岸の主要な宿泊拠点として整備する。	平 2.4.6 告示
24	運 動 場	兵庫県豊岡市（城崎温泉）	山陰海岸の主要な宿泊拠点として、利用者に必要な運動場を整備する。	平 2.4.6 告示
25	園 地	兵庫県豊岡市（来日岳）	円山川流域を展望する園地として整備する。	平 2.4.6 告示
26	園 地	兵庫県美方郡香美町（丹生ヶ峰）	リアス海岸を展望する園地として整備する。	平 2.4.6 告示
27	園 地	兵庫県美方郡香美町（岡見公園）	海岸の展望及びシイ、ツバキ等の自然林を採勝する園地として整備する。	平 2.4.6 告示
28	宿 舎	兵庫県美方郡香美町（境）	リアス海岸の景観を展望する宿泊施設として整備する。	平 2.4.6 告示
29	園 地	兵庫県美方郡香美町（三田浜）	海岸線の展望及び海水浴利用の園地として整備する。	平 2.4.6 告示
30	園 地	兵庫県美方郡香美町（神引）	鎧ノ袖を展望する園地として整備する。	平 2.4.6 告示
31	園 地	兵庫県美方郡香美町（御崎）	御崎の海岸を展望する園地として整備する。	平 2.4.6 告示
32	休 憩 所	兵庫県美方郡新温泉町（三尾日和山）	三尾大島等但馬御火浦を展望する休憩所として整備する。	平 2.4.6 告示
33	園 地	兵庫県美方郡新温泉町（田井）	海域公園の採勝及び海水浴利用の園地として整備する。	平 2.4.6 告示
34	宿 舎	兵庫県美方郡新温泉町（田井）	海域公園の採勝の基地として、青少年を対象とした宿泊施設を整備する。	平 2.4.6 告示
35	園 地	兵庫県美方郡新温泉町（観音山）	鬼門崎等但馬御火浦の西部海岸を展望する園地として整備する。	平 2.4.6 告示
36	水 泳 場	兵庫県美方郡新温泉町（浜坂）	海水浴の便益施設を主体として整備する。	平 2.4.6 告示
37	園 地	兵庫県美方郡新温泉町（城山）	海岸線の展望及び海水浴利用の園地として整備する。	平 2.4.6 告示
38	宿 舎	兵庫県美方郡新温泉町（城山）	青少年を対象とした野外活動の基地となる宿泊施設を整備する。	平 2.4.6 告示
39	園 地	兵庫県美方郡新温泉町（釜屋）	海域公園を展望する園地として整備する。	平 2.4.6 告示

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
40	園地	兵庫県美方郡新温泉町（居組）	海岸線の展望及び海水浴利用の園地として整備する。	平2.4.6告示
41	園地	兵庫県美方郡新温泉町及び鳥取県岩美郡岩美町（汐吹岬）	浦富海岸や但馬海岸を展望する園地として整備する。	平2.4.6告示
42	水泳場	鳥取県岩美郡岩美町（東浜）	海水浴の便益施設を主体として整備する。	平2.4.6告示
43	展望施設	鳥取県岩美郡岩美町（田後）	海岸の展望地点として整備する。	平2.4.6告示
44	園地	鳥取県岩美郡岩美町（城原）	海域公園の探勝及び海水浴利用のための園地として整備する。	平2.4.6告示
45	水族館	鳥取県岩美郡岩美町（鴨ヶ磯）	海域公園地区及び日本海の生物を紹介する水族館として整備する。	平2.4.6告示
46	水泳場	鳥取県岩美郡岩美町（大谷）	海水浴の便益施設を主体として整備する。	平2.4.6告示
47	宿舎	鳥取県鳥取市（細川）	水泳場利用者等の中規模な宿泊施設を整備する。	平2.4.6告示
48	水泳場	鳥取県鳥取市（岩戸、細川）	海水浴の便益施設を主体として整備する。	平2.4.6告示
49	水泳場	鳥取県鳥取市（砂丘）	海水浴の便益施設を主体として整備する。	平2.4.6告示
50	野営場	鳥取県鳥取市（湯山）	海水浴利用者等の野営場として整備する。	平2.4.6告示
51	園地	鳥取県鳥取市（二ツ山）	ピクニック及び海水浴利用のための園地として整備する。	平2.4.6告示
52	ゴルフ場	鳥取県鳥取市（鳥取砂丘）	鳥取砂丘を展望することができるゴルフ場とする。	平2.4.6告示
53	園地	京都府京丹後市（浜詰）	丹後砂丘の丘陵地形と砂浜を活かした海岸探勝及び海水浴利用のための施設を整備する。	平8.12.25告示
54	野営場	京都府京丹後市（箱石）	丹後砂丘の丘陵地形を活かした自然とふれあうための野外宿泊の場として整備する。	平8.12.25告示
55	園地	京都府京丹後市（湊宮）	砂嘴地形を活かした海岸探勝及び海水浴利用のための施設を整備する。	平8.12.25告示
56	園地	兵庫県豊岡市（気比ノ浜）	砂浜海岸を活かした海岸探勝及び海水浴利用のための施設を整備する。	平8.12.25告示
57	野営場	兵庫県豊岡市（気比ノ浜）	砂浜と背後のマツ林を活かした自然とふれあうための野外宿泊の場として整備する。	平8.12.25告示
58	駐車場	兵庫県豊岡市（日和山）	沈降地形を活かした海岸探勝及び休養等の拠点となる施設を整備する。	平8.12.25告示
59	園地	兵庫県豊岡市（楽々浦）	円山川畔の自然環境を活かした散策及び休養のための施設を整備する。	平8.12.25告示

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
60	野 営 場	兵庫県美方郡新温泉町（田井）	海食崖の景観と里山の自然を生かした野外宿泊の場として整備する。	平 8. 12. 25 告示
61	野 営 場	兵庫県美方郡新温泉町（浜坂）	砂浜と背後のマツ林を活かした自然とふれあうための野外宿泊の場として整備する。	平 8. 12. 25 告示

(ウ) 道路

a 車道

車道を次のとおりとする。

(表 20 : 道路 (車道) 表)

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
1	網野塩江海岸線	起点—京都府京丹後市 (浅茂川・国立公園境界) 終点—京都府京丹後市 (磯・国立公園境界) 起点—京都府京丹後市 (磯・国立公園境界) 終点—京都府京丹後市 (塩江・国立公園境界)	平磯海岸、 五色浜海域公園	五色浜海域公園、平磯海岸への到達道路として整備する。	平 2. 4. 6 告示
2	久美浜周廻線	起点—京都府京丹後市 (葛野・国立公園境界) 終点—京都府京丹後市 (湊宮・国立公園境界) 起点—京都府京丹後市 (大向・国立公園境界) 終点—京都府京丹後市 (河内・国立公園境界) 起点—京都府京丹後市 (河内・国立公園境界) 終点—京都府京丹後市 (久美浜・国立公園境界)		久美浜湾を周回する道路として整備する。	平 2. 4. 6 告示
3	兜山周廻線	起点—京都府京丹後市 (甲山・国立公園境界) 終点—京都府京丹後市 (甲山・国立公園境界)		兜山を周回する道路として整備する。	平 2. 4. 6 告示
4	但馬海岸線	起点—兵庫県豊岡市 (日和山・国立公園境界) 終点—兵庫県豊岡市 (竹野浜・国立公園境界) 起点—兵庫県豊岡市 (西町・国立公園境界) 終点—兵庫県美方郡香美町 (安木・国立公園境界) 起点—兵庫県美方郡香美町 (安木・国立公園境界) 終点—兵庫県美方郡香美町 (訓谷・国立公園境界) 起点—兵庫県美方郡香美町 (無南垣・国立公園境界) 終点—兵庫県美方郡香美町 (浦上・国立公園境界) 起点—兵庫県美方郡香美町 (沖浦・国立公園境界) 終点—兵庫県美方郡香美町 (境・国立公園境界)	豊岡海域公園、 竹野集団施設地区 (竹野浜、 休暇村竹野海岸)、切浜、安 木浜、今子浦集団施設地区	但馬海岸地区を縦貫する基幹道路として整備する。	平 2. 4. 6 告示
5	城崎竹野線	起点—兵庫県豊岡市 (湯島) 終点—兵庫県豊岡市 (阿金谷・国立公園境界)	鋳物師戻峠	城崎温泉から竹野方面への到達道路として整備する。	平 2. 4. 6 告示
6	丹生ヶ峰線	起点—兵庫県美方郡香美町 (浦上・国立公園境界) 終点—兵庫県美方郡香美町 (丹生ヶ峰)		丹生ヶ峰園地への到達道路として整備する。	平 2. 4. 6 告示
7	香住三田浜線	起点—兵庫県美方郡香美町 (下浜・国立公園境界) 終点—兵庫県美方郡香美町 (三田浜)		三田浜への到達道路として整備する。	平 2. 4. 6 告示

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
8	香住浜坂線	起点—兵庫県美方郡香美町（鎧・国立公園境界） 終点—兵庫県美方郡香美町（余部・国立公園境界） 起点—兵庫県美方郡香美町（余部・国立公園境界） 終点—兵庫県美方郡新温泉町（三尾・国立公園境界） 起点—兵庫県美方郡新温泉町（赤崎・国立公園境界） 終点—兵庫県美方郡新温泉町（田井・国立公園境界） 起点—兵庫県美方郡新温泉町（指杭・国立公園境界） 終点—兵庫県美方郡新温泉町（清富・国立公園境界）	但馬御火浦海岸（御崎、鎧崎、三尾大島、田井の浜）	但馬御火浦への到達道路として整備する。	平2. 4. 6告示
9	浜坂浦富線	起点—兵庫県美方郡新温泉町（諸寄・国立公園境界） 終点—兵庫県美方郡新温泉町（居組・国立公園境界） 起点—兵庫県美方郡新温泉町（居組・国立公園境界） 終点—鳥取県岩美郡岩美町（陸上・国立公園境界） 起点—鳥取県岩美郡岩美町（陸上・国立公園境界） 終点—鳥取県岩美郡岩美町（小羽尾・国立公園境界） 起点—鳥取県岩美郡岩美町（小羽尾・国立公園境界） 終点—鳥取県岩美郡岩美町（浦富・国立公園境界）	海金剛、 汐吹岬、 羽尾海岸、 浦富海岸	但馬海岸から浦富海岸に至る基幹道路として整備する。	平2. 4. 6告示
10	羽尾岬線	起点—鳥取県岩美郡岩美町（小羽尾・車道分岐点） 終点—鳥取県岩美郡岩美町（浦富集団施設地区）	羽尾岬	浦富集団施設地区・羽尾岬への到達道路として整備する。	平8.12. 25告示
11	浦富網代線	起点—鳥取県岩美郡岩美町（浦富・車道分岐点） 終点—鳥取県岩美郡岩美町（網代・国立公園境界）	浦富海岸	浦富海岸への到達道路として整備する。	平2. 4. 6告示
12	鳥取砂丘線	起点—鳥取県鳥取市（細川・国立公園境界） 終点—鳥取県鳥取市（浜坂・国立公園境界）	鳥取砂丘	鳥取砂丘への到達道路として整備する。 全線に自転車道を併設する。	平2. 4. 6告示

b 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表 21：道路（歩道）表)

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
2	箱石湊宮線	起点—京都府京丹後市（箱石） 終点—京都府京丹後市（湊宮）	函石遺物包含地	箱石から湊宮へ至る自然探勝路として整備する。	平 2. 4. 6 告示
3	久美浜気比線	起点—京都府京丹後市（大向・国立公園境界） 終点—京都府京丹後市（蒲井・国立公園境界） 起点—京都府京丹後市（蒲井・国立公園境界） 終点—兵庫県豊岡市（気比・国立公園境界）	天王山、 千田海岸、 旭	久美浜湾・大向から気比海岸へ至る自然探勝路として整備する。	平 2. 4. 6 告示
4	兜山線	起点—京都府京丹後市（甲山・国立公園境界） 終点—京都府京丹後市（甲山・国立公園境界）	兜山山頂	兜山山頂へ至る歩道及び久美浜湾の湖岸歩道として整備する。	平 2. 4. 6 告示
5	日和山来日岳線	起点—兵庫県豊岡市（日和山） 終点—兵庫県豊岡市（来日岳・歩道合流点）	鋳物師戻峠	日和山から来日岳へ至る登山路として整備する。	平 2. 4. 6 告示
6	来日岳登山線	起点—兵庫県豊岡市（今津・歩道分岐点） 起点—兵庫県豊岡市（来日岳山頂）		来日岳へ至る登山道として整備する。	平 9. 12. 16 告示
8	丹生ヶ峰線	起点—兵庫県美方郡香美町（浦上・国立公園境界） 終点—兵庫県美方郡香美町（佐古峠トンネル）	丹生ヶ峰	浦上から丹生ヶ峰へ至る自然探勝路として整備する。	平 2. 4. 6 告示
1 2	観音山線	起点—兵庫県美方郡新温泉町（指杭・国立公園境界） 終点—兵庫県美方郡新温泉町（清富）		観音山への登山路として整備する。	平 2. 4. 6 告示
1 4	中国自然歩道線	起点—鳥取県岩美郡岩美町（大谷・国立公園境界） 終点—鳥取県鳥取市（岩戸・国立公園境界） 起点—鳥取県鳥取市（岩戸・国立公園境界） 終点—鳥取県鳥取市（浜坂・国立公園境界）	駟馳山、 鳥取砂丘	駟馳山海岸と鳥取砂丘の自然探勝路として整備する。	平 2. 4. 6 告示
1 5	駟馳山線	起点—鳥取県岩美郡岩美町（大谷・歩道分岐点） 終点—鳥取県鳥取市（細川）	駟馳山	駟馳山への登山路として整備する	平 2. 4. 6 告示
1 6	鳥取砂丘線	起点—鳥取県鳥取市（浜坂・車道合流点） 終点—鳥取県鳥取市（浜坂・車道分岐点）		鳥取砂丘の自然探勝路として整備する。	平 2. 4. 6 告示
1 7	近畿自然歩道線	起点—京都府京丹後市（浅茂川・国立公園境界） 終点—京都府京丹後市（磯・国立公園境界） 起点—京都府京丹後市（磯・国立公園境界） 終点—京都府京丹後市（塩江・国立公園境界） 起点—京都府京丹後市（塩江・国立公園境界） 終点—京都府京丹後市（浜詰・国立公園境界） 起点—京都府京丹後市（箱石） 終点—京都府京丹後市（葛野・国立公園境界） 起点—京都府京丹後市（甲山・国立公園境界） 終点—京都府京丹後市（甲山・国立公園境界） 起点—兵庫県豊岡市（城崎温泉） 終点—兵庫県豊岡市（城崎温泉・歩道合流点）	五色浜、箱石、城崎温泉、玄 武洞、竹野集団施設地区、今 子浦集団施設地区、鎧袖、浦 富集団施設地区	近畿自然歩道として整備する。	平 9. 12. 16 告示

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
		起点—兵庫県豊岡市 (城崎温泉(温泉寺)・歩道分岐点) 終点—兵庫県豊岡市(今津・歩道合流点) 起点—兵庫県豊岡市 (城崎温泉(極楽寺)・歩道分岐点) 終点—兵庫県豊岡市(今津・歩道合流点) 起点—兵庫県豊岡市(城崎温泉・歩道分岐点) 終点—兵庫県豊岡市(戸島・国立公園境界) 起点—兵庫県豊岡市(結・国立公園境界) 終点—兵庫県豊岡市(玄武洞・国立公園境界) 起点—兵庫県豊岡市(城崎大橋・歩道分岐点) 終点—兵庫県豊岡市(楽々浦・国立公園境界) 起点—兵庫県豊岡市(竹野・国立公園境界) 終点—兵庫県豊岡市(猫崎) 起点—兵庫県豊岡市(猫崎・歩道分岐点) 終点—兵庫県豊岡市(金剛壁) 起点—兵庫県豊岡市(西町・国立公園境界) 終点—兵庫県豊岡市(切浜) 起点—兵庫県豊岡市(竹野集団施設地区・歩道分岐点) 終点—兵庫県豊岡市(竹野集団施設地区) 起点—兵庫県美方郡香美町(沖浦・国立公園境界) 終点—兵庫県美方郡香美町(今子) 起点—兵庫県美方郡香美町(今子・歩道分岐点) 終点—兵庫県美方郡香美町(大引鼻展望台) 起点—兵庫県美方郡香美町(下浜・国立公園境界) 終点—兵庫県美方郡香美町(鎧・国立公園境界) 起点—兵庫県美方郡香美町(余部・国立公園境界) 終点—兵庫県美方郡新温泉町(三尾) 起点—兵庫県美方郡新温泉町(浜坂・国立公園境界) 終点—兵庫県美方郡新温泉町(諸寄・国立公園境界) 起点—鳥取県岩美郡岩美町(陸上) 終点—鳥取県岩美郡岩美町(陸上・国立公園境界) 起点—鳥取県岩美郡岩美町(陸上・国立公園境界) 終点—鳥取県岩美郡岩美町(網代・国立公園境界)			

(エ) 運輸施設

運輸施設を次のとおりとする。

(表 22 : 運輸施設表)

番号	路線名	種類	位置又は区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
1		係留施設	京都府京丹後市（兜山）		海上からの到達施設及び海上からの探勝のための施設として整備する。	平 2. 4. 6 告示
2		係留施設	兵庫県豊岡市（日和山）		海上からの到達施設及び海上からの探勝のための施設として整備する。	平 2. 4. 6 告示
3	豊岡海城公園周遊線	船舶運送施設	起点—兵庫県豊岡市（日和山） 終点—兵庫県豊岡市（日和山）		海城公園探勝のための施設として整備する。	平 2. 4. 6 告示
4	大師山線	索道運送施設	起点—兵庫県豊岡市（城崎温泉） 終点—兵庫県豊岡市（大師山）	温泉寺	城崎温泉から大師山への到達路線として整備する。	平 2. 4. 6 告示
5	来日岳線	索道運送施設	起点—兵庫県豊岡市（大師山） 終点—兵庫県豊岡市（来日山）		大師山から来日岳への到達路線として整備する。	平 2. 4. 6 告示
6		係留施設	兵庫県美方郡新温泉町（田井ノ浜）		海上からの到達施設及び海上からの探勝のための施設として整備する。	平 2. 4. 6 告示
7	浜坂香住線	船舶運送施設	起点—兵庫県美方郡新温泉町（芦屋） 終点—兵庫県美方郡香美町（境）	但馬御火浦、 鎧ノ袖、 但馬松島	浜坂から香住へ至る海上からの探勝のための施設として整備する。	平 2. 4. 6 告示
8		係留施設	鳥取県鳥取市（岩戸）		海上からの到達施設及び海上からの探勝のための施設として整備する。	平 2. 4. 6 告示
9		索道運送施設	鳥取県鳥取市（鳥取砂丘）		鳥取砂丘集団施設地区と鳥取砂丘の連絡施設として整備する。	平 2. 4. 6 告示

#### 4 参考事項

##### (1) 過去の経緯

###### ア 公園区域

昭和30年 6月20日	山陰海岸国定公園の指定
昭和38年 7月15日	山陰海岸国定公園の指定の解除
昭和38年 7月15日	
厚生省告示第313号	山陰海岸国立公園の指定
平成 2年 4月 6日	
環境庁告示第 25号	公園区域の全般的な見直し（再検討）
平成 8年12月25日	
環境庁告示第 80号	公園区域の変更（第1回点検）
平成18年12月26日	
環境省告示第156号	公園区域の変更（第2回点検）

###### イ 規制計画

昭和38年 7月15日	
厚生省告示第315号	公園計画の決定
316号	特別地域の指定
317号	特別保護地区の指定
昭和46年 1月22日	
厚生省告示第 12号	特別地域の変更及び海中公園地区の指定（豊岡・竹野・浜坂・浦富海岸）
平成 2年 4月 6日	
環境庁告示第 26号	公園計画の全般的な見直し（再検討）
第 27号	特別地域の変更
第 28号	特別保護地区の変更
第 29号	海中公園地区の指定（五色浜）
平成 2年12月 1日	
環境庁告示第103号	車馬等の乗入れ規制地区の指定（鳥取砂丘）
平成 5年 1月20日	
環境庁告示第 5号	車馬等の乗入れ規制地区の指定（丹後砂丘）
平成 8年12月25日	
環境庁告示第 81号	保護規制計画の変更（第1回点検）
第 82号	特別地域の変更
平成18年12月26日	
環境省告示第157号	保護規制計画の変更（第2回点検）
第158号	特別地域の変更
第159号	特別保護地区の変更

ウ 施設計画

昭和38年 7月15日	厚生省告示第315号	公園計画の決定
昭和40年 8月30日	厚生省告示第413号	利用施設計画の決定
	第414号	利用施設計画の変更
昭和41年 8月26日	厚生省告示第387号	利用施設計画の決定
昭和43年11月 1日	厚生省告示第439号	利用施設計画の決定
昭和44年 9月17日	厚生省告示第309号	利用施設計画の決定及び竹野集団施設地区の指定
	第310号	利用施設計画の廃止
昭和47年 9月16日	第 15号	鳥取砂丘集団施設地区の指定
	第 16号	利用施設計画の決定
	第 22号	利用施設計画の変更
昭和49年 2月 6日	環境庁告示第 8号	利用施設計画の決定及び竹野集団施設地区の区域の変更
平成 2年 4月 6日	環境庁告示第 26号	公園計画の全般的な見直し（再検討）
	第 30号	浦富集団施設地区の指定
	第 31号	鳥取砂丘集団施設地区の区域の変更
平成 8年12月25日	第 81号	保護施設計画の追加及び利用施設計画の変更（第1回点検）
平成 9年12月16日	第 89号	利用施設計画の変更（近畿自然歩道）
平成18年12月26日	環境省告示第160号	浦富集団施設地区の区域の変更（第2回点検）